

令和 8 年第 2 回
笠間市議会定例会会議録 第 5 号

令和 8 年 6 月 1 5 日 午前 1 0 時 0 0 分開議

出席議員

議 長	22 番	畑 岡 洋 二 君
副 議 長	9 番	田 村 幸 子 君
	1 番	長 沼 恵 君
	2 番	長谷川 愛 子 君
	3 番	酒 井 正 輝 君
	4 番	河原井 信 之 君
	5 番	鈴 木 宏 治 君
	6 番	川 村 和 夫 君
	7 番	坂 本 奈央子 君
	8 番	安 見 貴 志 君
	10 番	益 子 康 子 君
	12 番	田 村 泰 之 君
	13 番	村 上 寿 之 君
	14 番	石 井 栄 君
	15 番	飯 田 正 憲 君
	16 番	西 山 猛 君
	17 番	石 松 俊 雄 君
	18 番	大 貫 千 尋 君
	19 番	大 関 久 義 君
	20 番	小 藺江 一 三 君
	21 番	石 崎 勝 三 君

欠席議員

11 番 林 田 美代子 君

出席説明者

市	長	山 口 伸 樹 君
副 市	長	北 野 高 史 君
教 育	長	小 沼 公 道 君

市長公室長	小里貴樹君
政策企画部長	森望君
総務部長	瀬谷昌巳君
環境推進部長	成田崇君
保健福祉部長	深澤充君
こども部長	根本由美君
市立病院事務局長	鈴木昭彦君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	田中博君
上下水道部長	植本純平君
教育部長	松本浩行君
消防長	谷口哲也君
会計管理者	鶴田宏之君
笠間支所長	山内一正君
岩間支所長	高久和一君
人事課長	藤田優君
人事課長補佐	石川幸子君
企画政策課長	井坂亜紀子君
企画政策課長補佐	小室正君
危機管理課長	佐藤敦君
危機管理課長補佐	近藤智広君
危機管理課長補佐	滝田憲二君
資源循環課長補佐	友部光治君
資源循環推進室長	安齋岳美君
社会福祉課長	金木和子君
社会福祉課長補佐	高松繁樹君
こども政策課長	宮本隆君
こども政策課長補佐	岡部隆君
統括支援員	高瀬修一君
農政課長	鈴木俊明君
農政課長補佐	須藤辰紀君
商工課長	桑嶋一志君
商工課長補佐	山本明子君
建設課長	川松信一君
建設課長補佐	佐山和代君

特定事業整備推進室長	藤 田 由美子 君
消防次長兼消防総務課長	原 田 正 美 君
消 防 総 務 課 長 補 佐	来 栖 孝 滋 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 井 謙
議 会 事 務 局 次 長	小松崎 守
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
主 査	上 馬 健 介
係 長	神 長 利 久

議 事 日 程 第 5 号

令和8年6月15日（月曜日）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は、11番林田美代子君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第5号のとおりといたします。
これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、16番西山 猛君、17番石松俊雄君を指名いたします。

一般質問

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問の内容を深めてください。さらに、議員、執行機関とも分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、7番坂本奈央子君の発言を許可いたします。

〔7番 坂本奈央子君登壇〕

○7番（坂本奈央子君） 7番、かさま未来の坂本奈央子です。議長より許可をいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。質問は、一問一答方式で伺います。

大項目1、障がい児福祉の充実について。

障害のある子どもを育てる家庭は、医療、療育、介護など経済的、精神的負担を抱えています。しかし、国の制度である特別児童扶養手当などには所得制限が設けられているため、負担の大きさにかかわらず支援を受けられない家庭があります。

2024年に所得制限が撤廃された児童手当と対照的に、障害児福祉に係る手当については依然として所得制限が残っており、制度上の不均衡が生じています。そこで、市における障害児とその家族を支える施策の現状、市としての支援の在り方などについて伺います。

小項目①、障がい児を対象とした手当などの支援制度にはどのようなものがあるか。

障害のある子どもを育てる家庭の負担を軽減するため、国、県、市、それぞれの段階で手当や給付などの支援制度がありますが、主にどのようなものがあるか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 7番坂本議員の御質問にお答えいたします。

障害児を対象とした本市における支援制度についてとの御質問でございますが、市では、手当、医療等の扶助、育成支援の三つの柱で支援を行っております。

一つ目の手当といたしましては、障害の程度や家族の状況に応じて、障害児福祉手当、在宅心身障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の手当がございます。

二つ目の医療等の扶助といたしましては、医療費の負担軽減を図る医療福祉費支給制度、いわゆるマル福、身体の障害を軽減する手術等の治療費を助成する自立支援医療の育成医療、身体障害児が使用する装具の購入や修理の費用を助成いたします補装具費支給制度、障害に応じた日常生活用具を給付する日常生活用具給付事業等がございます。

三つ目の育成支援といたしましては、児童の成長や発達を促す児童発達支援や放課後等デイサービス、家族の一時的な休息を支援する日中一時支援等がございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 今お話にありましたのは、三つの柱を基に、それぞれの分野でそれぞれの手当であったり、医療扶助というのは装具に対する支援、これも金銭的な支援ということになる部分と装具の部分を提供するみたいなこともあるのですかねということと、育成支援というところでは、放課後デイサービス等の発達支援、ここには障害児というくくりではなく、グレーなところの皆さんも通えるみたいな発達の支援というところがあると思いますが、今、御説明いただいた制度はいずれも重要なものだと思うのですが、保護者の方がこれらの制度を全て把握して適切に申請できているかが課題となると思います。

制度のことをよく知らずに、そのために申請できないといった申請漏れを防ぐため、市として情報提供や周知の取組としてはどのようなことを行っているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 障害児が利用できる制度の周知についてでございますが、障害児手当等の交付や更新の際に、様々な障害者サービスの情報を集約いたしましたガイドブックを用いまして、該当する手当や支援について御説明をし、申請を促しているところでございます。そのほか、市のホームページにも掲載し周知を図っているところでございます。

また、申請漏れを防ぐ手だてといたしましては、基本的には先ほど申し上げたように手帳の交付時に窓口での説明をしておりますが、窓口で案内ができなかった方につきましては、個別の通知をお送りしまして制度の御案内を行っているところでございます。

なお、様々な障害福祉サービスは、本人や家族の意思により申請いただき利用いただけるものとなっておりますので、市では、制度の案内や周知に努めているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） あくまでも申請をされた方に対して支援をするという制度設計になっているので、申請をちゃんとしてくれるというところが大事になると思ひまして、今のところで言うと、対面でちゃんとガイドブックをお渡しいただいているとか、ホームページでの御案内ということなので、やれることはやられているということなのだと思うのですけれども、申請する際にどのような手続が、それぞれ手続は違うと思うのですけれども、ざっくりとどのような申請が必要になるか、またその申請は毎年手続を行わなければいけないものなのか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 手当等の申請につきましては、基本的に申請書と障害の程度を表す診断書、また、所得等によって制限があるものについては所得等の申請等を併せて行っているものでございます。

また、申請につきましては基本的に毎年申請をいただいて、その都度審査させていただいているものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 分かりました。申請には診断書等が必要になると。所得制限に対しては所得が分かるもので、毎年更新ということで、毎年申請が必要になるということなのですね。

障害児がサービスを利用するために繰り返し診断書や医師の意見書の提出を求められて、診断書の取得には費用もかかるということがあるようで、それが障害児にとっても保護者にとっても負担になっているのではないかと捉えることができます。

これを解消するためにも、マイナンバーカードを活用した手続の簡素化ということが考えられると思いますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 繰り返しになりますけれども、手当とかそういったものは、障害の程度によってやはり判定されるものとなりますので、医師の診断書というのは、毎年障害の程度ということが変わることもございますので、必要であるというふうに考えてございます。

また、マイナンバー制度との活用でございますが、その辺についてはまだ国のほうで制度化されていないというところがございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 症状というか、状態の改善が見られる場合もあったりということでの診断書が、あとはもしかして悪化してしまうかもしれないということの診断書が必要なことは分かるのですけれども、今マイナンバーカードを提案させていただいたのは、国では自治体のDXということで、地方自治体の標準システム化を行うとして、ガバメントクラウドというのに移行を進めているということですので、もしかしたら診断書等が必

要なのはそうかもしれないのですけれども、申請書が例えば電子化されるとか、そのような取組が国の動向も注視していただきながら、市においても、市として何か簡素化できることはないかということを検討いただきたいと思います。

小項目①を終わります。

小項目②、特別児童扶養手当の支給状況について。

支援制度の中でも、特別児童扶養手当は障害のある子どもを養育する保護者への経済的支援として特に重要な制度であると考えられます。市における特別児童扶養手当について、その支給状況はどのようになっているか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 特別児童扶養手当の支給状況についてでございますが、この手当は、障害のある児童のいる家庭の経済的負担の軽減を図り、障害児の健やかな成長を支援する国の制度でございます。県が所管しておりまして、受給者の決定と支給を行っております。市では、申請の受付や制度の御案内などの窓口となっております。

申請の手続としましては、申請書に診断書や戸籍の謄本等を添えて申請いただき、市では県に進達し、県で判定をいたしまして、市に結果が送られてきます。市では、本人に通知をさせていただいているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 制度設計のところは分かったのですが、では実際に何人ぐらいの方が、給付対象というのですか、申請されている数も分かればお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 本市における需給状況についてでございますが、県のデータによりますと、令和7年度12月現在の受給者といたしましては151人ございまして、そのうちの受給者が140人、支給が停止となっている方が11人でございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 総数で151人の方が、これは申請をいただいた数として把握していいですかね。そのうち140人の方が認定を受けて支給されていて、今お話にありました支給停止となっている方が、いわゆる所得制限とか、認定が受けられなかった、かからなかったもので、今は支給を受けていないという人数ということよろしいですかね。

では、増減としてはどのぐらいの経年で、分かる範囲でよろしいですが、それほど総数としての変化はないでしょうか。分かればお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 増減といたしましては、令和5年度が141名の申請をいただいて、受給者が132名、停止者が9名となっております。

令和6年度は149名の申請がございまして、受給者が138名、停止者が11名となっております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 分かりました。総数としては、微増というか、やっぱり支給停止の対象になっている方がちょっと増えたということで状況が分かりました。

では、所得制限のことにつきましては次のところでも触れたいと思うのですが、ほかに関連しまして、先ほど総合的な支援の中で医療制度の補助というところの支援というところに出てきた障害児福祉手当と在宅心身障害児福祉手当がありましたが、それについても同じような人数の方が受給されているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 障害児福祉手当の支給実績でございますが、令和7年度は27名でございます。

続いて、在宅心身障害児福祉手当につきましては、令和7年度は3,000円の支給が40名、1,500円の支給が115名となっております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 在宅心身障害児福祉手当というのは、県とか国の制度のほかに市が独自で支援されているという制度だと思うのですが、その部分が1,500円の部分であるということで承知しました。

再度確認になりますが、申請窓口は市になっていて、決定するのは県であると。県からまた通知が来て、市から通知をお知らせするというところでよろしいでしょうか。

分かりました。では、小項目②を終わります。

小項目③、所得制限の状況と課題の認識について。

国や県が実施しているもの、市が実施している支援制度があるということで、そのうち所得制限があるもの・ないものというのがあると思うのですが、再度確認ですが、今お話に出てきたものの中で、所得制限があるものについてお答え願います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 所得制限があるものにつきましては、先ほど申し上げました、特別児童扶養手当と在宅心身障害児福祉手当、障害児福祉手当がございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 三つともそれぞれとても重要な手当であると思うのですが、ここに所得制限があることによる課題としてはどのようなことがあるとお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 課題についてとの御質問でございますが、障害のあるお子さんを養育する困難さについては認識しております。所得制限により手当が受けられない方がいることが課題というふうに捉えておりますが、特別児童扶養手当や児童障害児福祉手当は、障害のある児童の養育に伴う経済的負担を軽減し、家庭の安定した生活を支援

するもので、所得の状況に応じた給付の公平性や制度の維持の可能性の観点から、国で定める政令に基づき、全国一律の所得制限の下、運用されているものでございます。

市といたしましても、所得制限により支給停止となる世帯も含め、障害のあるお子さんとその家族が孤立することがないように、手当以外の各種福祉手当を含めた総合的な支援が必要であるというふうに考えておるところです。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 所得制限によって、やはり制度自体の目的は障害がある子を育てる家庭の経済的支援というところになっているわけですが、そこが経済的に所得制限にかかってしまうと、これが支給される額が減額されるということではなくて、全く支給されないということになってしまう制度になっているわけですね。

例えば、特別児童扶養手当の1級をこれまで支給されていた御家庭は月額5万5,350円が支給されていたわけですが、それが所得制限の対象になってしまうとゼロになってしまうということになります。これまで受けてきた手当がゼロになってしまうわけなので、世帯にとっては大きな負担増となることは容易に想像できます。

また、支給される手当だけでなく、福祉サービスの利用料についても所得制限が設けられておりますが、放課後等デイサービスの利用料についてどのようになっているか、利用料について伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 放課後デイサービスの利用者の自己負担額についてでございますが、医療的ケアを要しない障害児が、放課後等デイサービスを1日約30分から3時間程度、月23日利用した場合には、給付費の総額が14万2,591円で、そのうちの1割の1万4,259円が利用者負担となるものでございます。

この利用負担につきましては、所得の区分に応じまして負担額が決まっております、生活保護世帯については上限額がゼロ円、低所得者といたしまして市町村民税の非課税世帯がゼロ円、市町村民税課税の世帯で所得額が28万円未満の場合には4,600円、上記以外、28万円以上の場合には3万7,200円の上限額となっております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 基本的には利用した額に対しての1割が負担額になっているが、こちらには所得によって給付というか支援がされるということで、住民税非課税世帯はゼロ円、所得税控除額が28万円ですかね、すみません、もう一度確認をお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 市町村民税所得割額になります。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 所得割額が28万円以下と以上ということですね。私も別のところの資料で確認しましたところ、その言い方もありますけれども、大体年収にすると890

万円以上と以下みたいなことがいわれているようですけれども、それは合っているでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） おおよその収入額としましては、700万円程度が収入額でなっておりまして、所得にすると510万円程度の所得かと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） いずれにしましても、所得制限があつて、一つのくくりに入る方は、所得制限の以下の方は1万2,590円がかかっても4,600円の負担で済んで、それを超えてしまうと3万7,200円、最大ですね。これは上限利用したとき、最大上限額で3万7,200円ということで、所得制限があるかないとでは上限額で8倍になってしまうということです。このことで何が起こるかということ、サービスの利用を控えるということにつながってしまうということがあります。

市内にも支給停止となっている世帯があるという御答弁でしたが、私がお聞きしたお話でも、放課後等デイサービスを利用して、子どもの成長にもつながると思い、今年から回数を増やそうかなと考えていたところだったが、所得制限の対象となってしまったので回数を増やすことができないかもしれないということがありました。

このように最近の賃金上昇の流れで、これまで対象外であった世帯が所得制限対象となってしまったという世帯が増えてきている状況にあります。先ほど御答弁いただいた経過の中でも、微増ではありますが9から11に増えているということは、最近の賃金が増したということが言えるのではないかと思います。

この児童手当については、2024年10月に所得制限が撤廃されましたが、特別児童扶養手当の所得制限は撤廃されておらず、さらにその所得制限のラインです、金額のところについても何十年も変わっていない、全国一律であるということですが、このことについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） この手当自体が国の制度設計で運用されておりますので、国の動向を今後も注視してまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 国の制度が変わるということが必要であると私も考えます。障害のあるお子さんのケアには多くの時間と労力が必要であり、両親のうちどちらかが仕事を大幅に制限せざるを得ない御家庭も少なくありません。短時間のパートタイムの仕事しか選べなかったり、特に、やはりそのお母さんがキャリアを中断して専業主婦を選ばざるを得ないというようなことも起こります。私がお話を伺った御家庭でも、お母さんは仕事ができない状況ということでした。決して経済的に余裕があるわけではない。それにもかかわらず、本来受けられるはずの手当も受けられない。さらには、サービスの利用料の負

担まで増える。そのような状況に置かれたとき、毎日を懸命に支えながら、先が見えない、絶望に近い気分になってしまうというお気持ちも十分に理解できると思います。どうか、障害児を養育する御家庭が置かれているこのような厳しい現実には思いを寄せていただきたいと思います。その上で、市として何ができるか、支援体制のさらなる強化について、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

小項目③を終わります。

小項目④、市独自の支援の可能性などについて。

国や県の制度に加えて、市として独自の支援ができないかということを検討いただきたいと思いますが、市独自の支援の可能性についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 障害児に対する市独自の支援についてでございますが、現在、笠間市におきましては、難病等に罹患した児童を対象とした難病患者等支援金支給事業や、障害児の通院・通所の交通費を助成する重度心身障害者福祉タクシー利用助成事業、重度心身障害児を対象としたマル福の所得制限撤廃を市独自の事業として実施しております。障害や難病をお持ちのお子さんへの支援を行っているところでありますので、新たに市独自に支援制度を創設する予定はございません。

今後、障害を持つお子さんやその家族への総合的な支援を継続して行ってまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 今の御答弁ですと、様々な手当というのですか、支援の体制は整えているところだし、今後もそれを継続していくという、新しいところは考えていないという御答弁だったのですけれども、自治体としてできる、いろいろやられている中のほかに、自治体としてできる支援の一つとして放課後等デイサービスの利用料の保護者負担を軽減するということがあると思います。自治体の中には既に利用者負担軽減補助を実施しているところがありまして、東京都中央区、千代田区、神奈川県鎌倉市などは、放課後デイサービスの利用を無償化としているとのこと。そのほか、東京都世田谷区では、令和8年7月から利用者負担上限額を2分の1に引き下げるよう、差額については区が負担するということです。

放課後等デイサービスは、子どもの成長に不可欠な療育の場であると同時に、保護者の負担の軽減にもつながると。デイサービスに行ってもらっている間に、お母さんがいろいろな用事を済ませるとか、それができなくなってしまうと、多子世帯の場合ですと、ほかのきょうだいに「見ててね」と言ってお母さんが用事を済ませに行かないといけなくて、その子にも何か申し訳ない気持ちにもなるし、強いてはヤングケアラーということにもつながってしまっているという状況があると思います。なので、デイサービスの利用ということはとても重要な場であると考えられておりまして、無償化したことによって利用者が

増加したという自治体もあるということなのですね。

なので、このような放課後等デイサービスの利用者負担軽減の施策を市においてもぜひ検討いただきたいと思います。お考えはいかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 市の見解ということでございますが、現時点では、繰り返しの答弁となりますが、新たに制度とする予定はございません。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 今は検討はしていないということですが、障害児を育てる保護者が子どもの発達状況等に応じた療育を適切に利用できるよう、必要であれば実態把握のために利用者アンケートなどを実施するなどして検討をお願いしたいと思います。

障害のある子どもを介護しながら生活とするということは、私たちの想像の何十倍もの大変さがあると思います。毎日の介護に加え、医療費、療育費、移動にかかる費用など経済的な負担は決して軽くありません。福祉を受ける権利はどの子どもにも平等にあるはず。親の収入によってその権利が制限されてはならないと考えます。また、障害のある子を持つ保護者の方々の多くが、親亡き後のことを常に心に抱えながら生活されていると思います。少しでも子どもの将来のために貯蓄したい、そのような切実な思いがあることも忘れてはならないと思います。

所得制限の撤廃については、国が動くことが最も望ましく、引き続き国へ訴えていかなければなりません。しかし、国の動きを待つだけでなく、市でできる支援から一つ一つ始めていただくことをお願いしたいと思います。

市では、令和5年度から、笠間まると「子育て都市」宣言を掲げ、子育て施策に注力してきました。今年度は経済面での支援、保健福祉面での支援、教育力の強化を中心に、日本一の子育て都市づくりを継続して推進するとされています。であるとするならば、障害児福祉の充実もその柱の一つとしてぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。全ての子どもが障害の有無にかかわらず、この笠間市で安心して育つことができるよう、引き続き取り組んでいただくことを求めまして、大項目1を終わります。

大項目2、学校の熱中症対策について。

気候変動の影響により猛暑日が増加する中、子どもたちが長時間過ごす学校での熱中症リスクも高まっています。そこで、学校における熱中症対策の現状と、予防のための環境整備について伺います。

小項目①、市内の学校における熱中症の発生状況について。

初めに、市内の学校において熱中症の発生件数はどのくらいか、過去3年ほどの数字が分かれば教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 7 番坂本議員の御質問にお答えをいたします。

学校での過去 3 年間の熱中症の発生状況についてでございますけれども、令和 5 年度につきましてはゼロ件でございます。令和 6 年度につきましては、中学校の部活動中ということで 2 件発生しております。また昨年、令和 7 年度につきましては、小学校の体育の授業の見学中に 2 名がということで、これが 2 件となっております。また、重症化したケースはございません。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7 番（坂本奈央子君） そんなに件数は多くないということで、よかったなと感じております。また、重症化したケースがないということは、救急搬送されるような事案もなかったということで、分かりました。

小項目①を終わります。

小項目②、学校の熱中症対策の現状について。

学校における熱中症対策として実施されていることはどのようなことか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。以下、自席でお願いいたします。

○教育長（小沼公道君） 熱中症対策についてお答えをしたいと思います。

市教育委員会におきましては、笠間市の学校における熱中症対応ガイドラインを策定しておりまして、これに基づきまして各学校で作成してマニュアルを使っております。具体的にはエアコンの適切な活用をすること、それから屋外での活動の際には帽子の着用の徹底、そして活動前後の水分補給とウォーターブレイク、要するに休憩の確保をしているということでございます。

また、議員御承知のとおり、国が発表する熱中症警戒アラート、これが出ている場合については、十分注意をしながら、活動を中止するか、活動を継続するかの判断をしているということでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7 番（坂本奈央子君） 教育委員会として熱中症対策のガイドラインを策定し、ガイドラインに基づいて予防対策をしているということですね。

ガイドラインの策定については、令和 6 年 4 月、環境省・文部科学省合同で、学校における熱中症ガイドライン作成の手引が更新されまして、児童生徒の健康被害を防ぐため、学校教育活動等における熱中症事故の防止について様々な観点より留意点が示されております。

市においても、そちらを踏まえてガイドラインが作成されているものと思いますが、ガイドラインの中に暑さ指数 WBGT といわれる数値を測定するとあったのですが、この測定器は全ての学校に配置されているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 暑さ指数のことだと思うのですが、測定器は全部配置しております。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） では、それは毎日測定するわけではなくて、今日はアラートが出ているとか、どのようなときにそれを活用して、測定は毎日されているのでしょうか、夏の間は。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 養護教諭が毎朝外に設置して、確認をしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 毎日測定されているということで分かりました。

今のところ、数を伺いますと、熱中症によって危険にさらされるような事案がないのでよかったなというところですが、起こりそうな状況のとき、例えば運動会とか部活動の練習もそうですけれども、体育の授業に当たってもそうなのですが、活動の中止の判断は誰がどのように行っているのか、また中止となった場合の教職員への情報の共有や伝達される体制はどのようになっているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 暑さ指数とか警戒アラート、これが出た場合については即刻中止という形で、それは全部職員が共通理解の下に活動を行っています。

議員のおっしゃる運動会中の話であったりとか、そういうものというのは、やっぱりウォーターブレイクの時間を入れたりとか、今は時代が違うので途中で競技を止めて水を入れるという、今日ワールドカップもそうですけれども、そういう状況が今続いています。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） では、活動されているところで、適宜管理者というのですか、担任の先生だったり、部活動の教員だったり判断するということですかね。学校全体の行事については、アラートとかを判断基準として学校長が判断するということになるのでしょうか。分かりました。

では、学校内だけではなくて、登下校時の熱中症にも今は気をつけないといけないと思いますが、登下校時の予防策としてはどのようなことがあるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議員おっしゃるとおり、まず学習中は、体育以外は学校の室内運動というのはエアコンが保たれているのでとても涼しい環境です。ですから、外の活動、いわゆる外が5度高いとすれば、教室の中は従来よりも5度低い状況の中で快適な状況でやっていますので、体育のときが一番大変だというところがありますけれども、議員おっしゃるとおり、登下校中ということは、朝は気温がそれほど高くはないので、子どもたち

の安心安全を図れると思いますけれども、特に低学年が帰る南中時刻に近い時間の2時半から3時の間というのは一番危険なところがあります。

ですから、昨年度、市教委のほうで冷却タオルを配布しましたがけれども、それを帰りに首に巻いて帰るというところを推奨しているのですが、なかなかこれが使ってもらえない状況が続いているということ、それから61か所市内にクールシェルターがありますけれども、その広報についても、先日の校長会でぜひ夏休み前にお願いしたいということで話はしてあります。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 私も、低学年の児童が下校する時間がやはり気温が一番高い時間と重なってしまっているということで、予防というか、心配なのかなと思ひまして質問させていただいたわけですが、ガイドラインの中には日傘の使用の推進ということも掲げられていたのですが、これは日傘を使うことを一応推奨はしているが、利用としてはどのぐらいか、お分かりなる範囲で伺いたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 市内では、日傘を使っている子どもというのは少ないと思います。少ないというか、ほとんど見かけない状況だと思いますけれども、ただガイドラインの中で、各学校には日傘を使用する、普通の黄色い傘でもいいという話はしていますけれども、利用状況についてはなかなか子どもたちは使わないという状況です。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 日傘の利用が増えると、子どもたちも実際に使ってみたら、遮光性があるものでないと多分あまり意味がないのかもしれないですが、使ってみると涼しいなと感ずることができるのではないかなと思いますので、日傘の使用についても推奨していただけるといいのかなと思いました。

日傘の使用については自治体として取り組んでいるところがありまして、夏の厳しい暑さで知られる埼玉県熊谷市では、熱中症対策のために市が小学生に日傘を配布しているということです。対象は小学1年生と2年生など2,300人余りで、日傘は特注品で、色は黄色、遮光率は99%となっていて、雨でも使える晴雨兼用のものだということです。

熊谷市では、おととしまでの3年間、市内の小学生に日傘を配布する取組を実施したそうですが、保護者の方からとか子どもたちにも好評だったことから、今年配布を再開したということです。配布に係る予算としては338万円ということで、先ほど教育長からお話がありました冷却タオルですが、市では令和7年度の国の補正予算である物価高騰対応重点地方創生臨時交付金を活用して、市内小中学校に在籍する児童生徒約5,000人に対して冷却タオルを配るとして275万円を計上しています。冷却タオルも熱中症対策として一定の効果が期待されるものと理解はしておりますが、教育長のお話にもあったように、使ってもらえないということで、一方で特に低学年の児童にとっては必ずしも使いやすい

ものではない、継続的な使用が難しいという面もあるのではないかと感じるところでありまして、実際の活用状況については懸念がされるところだと思うのですね。

なので、日傘などの配布ということも検討していただけたらいいのかなと思うところですが、それについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 日傘を使うということは推奨しておりますので、ただ我々のほうで、あえてそれを配ってやってほしいということでやることは、今のところは考えてはおりません。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 冷却タオルについては、コロナ禍のときだったか、一度教育委員会でも配布をされていまして、コロナ禍であったということもあるし、コロナが明けて利用されている状況かというのを見たときに、あまり利用されていないのではないかと感じたので、今回また冷却タオルを配布されるということだったので、同じ予算を活用するのであれば、より実用性が高くて、登下校時にも活用できる日傘の配布というような手法についても検討の余地があると考えます。ぜひ、今後の施策検討においては、その辺りについても考慮をいただきたいと思います。

小項目②を終わります。

小項目③、学校の熱中症予防の環境整備について。

学校における熱中症予防の環境整備ということで、まず現状としてどのような整備がされているか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 環境整備状況ですけれども、小中学校全ての普通教室、特別教室にはエアコンが完備されておるので快適な学習をしています。

体育館への整備については、今、順次計画を進めているところでございます。また、学校によっては、エアコンがない体育館等には大型扇風機、それからスポットクーラーで冷やしながら活動をしているという状況にあります。

そのほか、学校ごとの実情に応じまして、製氷機が10校配置されております。それから、ミストシャワーを6校に配置しております。また、PTAの予算で冷水機を配置した学校も、1校ございます。

あとは、グリーンカーテンを設置するなど、環境に配慮した熱中症対策をしている学校もございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 熱中症対策の環境整備ということで言うと、教室にエアコンがということで、エアコンが整備されたと。その後に、体育館のほうにも、これまだ全校で

はなく、中学校拠点避難所になっているところから順次、始めるという御説明がありまして、完了しているところもあるし、これから設置予定だということもあるということです。この中でミストが6校に配置されているということですけれども、それぞれ学校によってどういう設置状況なのか分からないのですが、例としてどのような設置になっているか、教えていただけますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 子どもたちの昇降口のところに天井にホースをつけまして、先生方が休み時間終わって来るときとか、体育が終わって来るときなんかに出して、ミストで冷却をしているという状況です。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 分かりました。それは子どもたちにとってはとても気持ちがいいに違いないですね、なるほど。

製氷機が設置されていたり、今、冷水器を1校設置しているというお話だったのですが、熱中症予防のための環境整備という点からですと、学校に冷水器やウオーターサーバーを設置している自治体もありますが、これについて設置している学校はPTA等の補助で設置されたというお話でしたでしょうか。市が設置しているわけではないということだと思うのですが、市としてそのような給水器、ウオーターサーバーなどの設置を検討したことはあるでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議員御承知のとおり、学校は10年前と大きく変わって水筒持参というのが当たり前になりました。我々の子どもの頃は遠足のときにしか持っていかなかった水筒が、常備子どもたちの体の大きさに合わせた水筒を持ってくることになっているので、先週までいろいろ学校訪問しまして、市内の六つの学校を回って、子どもたちに状況を聞きました。水筒の水がなくなったらどうするのだと言ったら、水道の水を入れると。例えば、冷水器を配置したらどうかと言ったら、神経質な子どもはやっぱり使わないと思うとか、そういう子どももいて、ですから議論というまではいかないのですが、我々の考え方としては、今ある現状の水筒をうまく使いながら、それから校舎内に設置している水道をうまく使いながらやっていくということで、大きな事故もないことですし、設置するという動きはございません。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 今のところ検討する方向性ではないし、検討したことも、状況調査みたいなことはしていただいたということですが、エアコンが設置されている市内の中学校の中には、災害時の拠点避難所に指定されている学校もあります。避難所では多くの市民が長時間滞在することになりますが、水分補給の確保が課題となりかねないと思います。

熱中症対策としてだけでなく、防災、避難所機能の充実という観点からも給水設備の整備は重要なのではないかと考えるところですが、そのようなことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 教育委員会としては、子どもたちの教育活動の中でどう使えるかというのがメインなので、防災対策についてまでの議論はしていないという状況です。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） 分かりました。

御答弁の中に冷水器を設置した学校があるということですが、私たちがイメージする冷水機は足で踏んで水が出てくる、口を近づけて飲むということだと思うのですが、今はそちらの冷水機の形態も大分変わってきて、そのタイプではなくて、ウォーターサーバーということを私は提案したいと思います。富山県射水市や千葉県柏市などでは、市内全ての小中学校にマイボトル、要は持ってきた水筒等に給水できる水道直結型給水機を設置していて、民間企業との連携協定に基づいて実施しているということです。設置や運用についての費用がかかってくることなので、そのような公民連携というのですか、連携を図ってコストを低くするということもできると思います。

そのような民間との取組によるウォーターサーバーなどの設置については、検討いただけないでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 小規模校だと、台数はある程度、1階に1個あれば十分かなと思うのですが、大規模校で考えたときに、各フロア1個で足りるのかというところを考えると、一応教育委員会として算定したのは、学校の教室とか、それに応じるとなると、想像以上の数が必要になってくるのかなというふうに考えておりますので、今のところ設置する考えはございません。

○議長（畑岡洋二君） 坂本奈央子君。

○7番（坂本奈央子君） ぜひ、他市、先進事例の自治体の例なども検証していただいて、検討を進めていただけたらと思います。

今年の夏も全国的に平年よりも気温が高く、厳しい暑さになると見込まれておりますし、子どもたちの安全安心な学校生活を守るためにも、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 7番坂本奈央子君の一般質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時05分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8 番安見貴志君の発言を許可いたします。

〔8 番 安見貴志君登壇〕

○8 番（安見貴志君） 8 番、かさま未来の安見貴志でございます。事前通告に従いまして質問を行います。質問方法は、一問一答方式で行います。よろしくお願いいたします。

それでは、大項目 1、障害福祉施設の開設支援についてということで質問させていただきます。

小項目の質問に入る前に、今回なぜこの質問を取り上げたのかを少しお話ししてから具体的な項目の質問に入っていきたいと思えます。

現在、障害のある方の地域移行や地域定着の推進が全国的な課題となる中、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域における障害福祉サービス基盤の整備が極めて重要となっております。特に近年は、障害者グループホーム、生活介護事業所、就労継続支援事業所、短期入所施設など、地域で生活を支える福祉施設の必要性が高まっております。

こうした中、全国の自治体では、障害福祉サービス基盤の確保に向け、施設整備や事業者支援に関する様々な取組が進められています。例えば、東京都では、障害者グループホーム等の整備促進に向け、施設整備費や開設準備経費への補助が行われております。また、横浜市においても、障害者グループホームの整備費補助や家賃助成などを通じて、地域生活支援の充実を図っております。さらに、全国的には空き家や既存住宅を活用して障害者グループホームを整備する事例も増えており、空き家対策と障害福祉施策を一体的に進める取組も見られます。

こうした中、当笠間市では現時点で障害福祉施設そのものの整備補助制度は確認できないものの、福祉人材確保の観点から介護分野において外国人介護人材受入れに係る初期費用補助制度を実施しており、福祉サービス維持に向けた事業者支援を進めておると認識しております。

このように、自治体が事業者の負担軽減を図りながら、地域福祉サービス基盤の確保に取り組む事例が広がっております。

一方で、障害者福祉施設の開設には建物取得費、改修費、消防設備整備費、バリアフリー化費、そして備品整備費など、多額の初期投資が必要でありまして、特に中小規模事業者や新規参入事業者にとって大きな負担となっております。特に障害者グループホームについては、比較的小規模で地域に溶け込みやすい反面、既存住宅を活用する場合においても、スプリンクラーの設置、消防法対応、段差の解消、手すり設置など、こういった改修費が必要となりまして、開設の大きな障壁となっておりますと聞いております。また、障害のある方やその家族の方からは、地域にグループホームが足りない、親亡き後の住まいが不安、日中活動の場が不足しているといった声も多く聞かれております。

今後、地域生活への移行をさらに進めていくためには、民間事業者による施設整備を後押しし、地域に必要なサービス基盤を確保していくことが重要であると考えます。また、国においても社会福祉施設等、施設整備費補助金などの制度がありますが、自治体独自の支援制度を組み合わせることで、より地域の実情に応じた施設整備促進が可能になるものと考えます。

そこで伺います。小項目①、本市における障害福祉サービスの整備状況と今後の施設需要について、市としてどのように認識しているのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 8番安見議員の御質問にお答えいたします。

障害福祉サービスの整備状況でございますが、障害福祉サービスの指定は県が行ってございます。令和8年6月1日現在の市内の障害福祉サービス種別ごとの開設状況を申し上げますと、居宅介護などの訪問系サービスは15件、施設入所や共同生活活動、いわゆるグループホームなどの居住系サービスは15件、障害継続支援や生活介護などの日中活動系サービスは42件、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの児童系サービスは31件となっております。

なお、相談支援事業所につきましては、市が事業所の指定を行っておりまして、12事業所となっております。

また、障害福祉サービスの延べ利用件数は年々増加の傾向にあり、令和3年度は2万369件でしたが、令和7年度は2万4,450件と5年間で約1.2倍増加しており、これに伴い、5年間で28件の障害福祉サービスが新たに指定を受けているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 今、種別ごとに数をお答えいただきました。幾つか、結構な数があるのだなと改めて認識をしましたけれども、こういった中で、それぞれ種別ごとに今こうした述べた数につきまして、市としては需要と供給の観点から言って、適度な数があると認識されているのか、幾分少ないであるとか、それか余裕があって経営的に見るとちょっとというところがあるのか、そういった認識についてはいかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 需給バランスについてでございますが、障害福祉サービスには、定員が定められている日中活動系サービス、居住系サービス、児童系サービスとございます。定員が定められていないサービスでは、訪問系のサービスがございます。

定員が定められておりますサービスにつきましては、現在、実利用人数が定員数を下回っている状況にあるので、現行の施設での今後のニーズに対応しているのではないかとというふうに認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 行政としてはおおむね現状足りていると、そういったような受け

止め方をしていると、認識いたしました。

細かいところでお伺いしますけれども、先ほどグループホームの数なんかも聞きました。障害を持つ方の中には、その方の障害の程度に応じまして障害支援区分というものがあるかと思います。6段階に区分されていると認識しておりますが、これは例えば重度、軽度というふうにまず分ける場合には、この6段階についてどのような分け方になるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 資料の準備が今なければ、準備して後で。

保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 今、手持ちに数字のほうを把握しておりませんので、後でお知らせさせていただきたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 次の質問に流れていく関係でお聞きしたまでなので、後に資料をいただくのは結構です。

6段階に区分されているようで、私なりに調べたところでは、これを重度・軽度と分けていくと、恐らく1・2と、3と4と、5・6と分けていて、軽度、中度、重度というふうな分け方をしていると。ただ、例えば障害者を受け入れるグループホームを開設する場合には、軽度までの障害者が対象なのか、重度の方も受け入れられるかというところで二つに分けられるというようなことになっているのがほとんどだと認識しました。

そういった中で、一般的には障害支援区分4以上が重度障害者というのは定義づけなり、区分がされているというふうに調べた限りにおいてはなっておりますが、当笠間市では、障害支援区分4以上の重度障害者が利用可能だというグループホームの整備状況につきましてはどのようなになっているのでしょうか。先ほどお答えいただいた15という数の中にはなるのでしょうか、どのような数になるか、お知らせください。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 重度の障害者を対象としたグループホームでございますが、市内では1件でございます。また、県内には調べた範囲にはなりますけれども、76か所ございます。

障害福祉サービスは市内外の事業所でありまして、本人の状態に合った事業所を自由に選択できることが可能となっております。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 市内に重度障害者受入れ可能な施設が一つというふうにお聞きしました。一つという数ですけれども、これは現状、重度障害者を受け入れるグループホームの数として足りていると認識しますか、そうでないと認識しますか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 先ほども答弁させていただきましたが、市内には1か所

でございますが、県内には76か所あると認識しておりまして、本人の御希望や状態に応じた事業所を選択できるのではないかというふうに考えているところです。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） つまり、生まれ育った故郷には施設がないけれども、近所にあるからそっちへ行ってくださいと、そういう認識に今聞こえたのですけれども、いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 現状として市内の事業所1か所ということでございますので、県内のグループホームがあるというような状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 取りあえず、数と今の施設需要認識については、理解をいたしました。承知をしたわけではありません、理解をいたしました。

では、足りている・足りていないという状況等が分かりましたので、今ほどの答弁を踏まえまして、次の質問に進みます。

小項目②、障害福祉施設の整備促進についてということで、私は障害者グループホームや生活介護事業所など、地域生活を支える障害福祉施設の整備をさらに促進していく必要があるのではないかと考えますが、市としての見解を伺います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 障害福祉施設の整備状況についてでございますが、事業者が障害福祉施設を開設する際には、指定権者である県へ申請する前に、あらかじめ市との事前協議を行うこととされてございます。その際に、市は事業所に対しまして、設備の基準や事業計画、サービスの提供体制等、必要な情報提供を行うほか、事業所の指定に当たり、地域の実情を踏まえた配慮が必要と考えている場合には、県に市の意見を申し出るにより、地域ニーズに即した整備が図られるよう努めているところでございます。

なお、相談支援事業所につきましては、市が指定権者となっておりますので、事業所との協議の中で、市のニーズを事業所に伝えているところでございます。

なお、障害福祉サービスの提供にあつては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の費用負担を行っていることから、施設整備につきましては、障害サービスの利用動向を踏まえつつ県と連携し、必要なサービスの整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 整備促進自体は要らないとはおっしゃらないけれども、こういった制度があつて、それを使って進めていけますよというようなちょっとぼんやりした感じで今、受け止めさせていただきました。

当然、こういった施設を開業するに当たっては、最終的に許認可を求めるためには事前にいろいろな相談なりが必要だということが今ほどの答弁でも理解できました。

では、過去これまでに本市において民間事業者や個人の方などから、障害福祉施設の整備とか開設に関しまして、相談がどの程度寄せられてきたのか、また、それらの相談に対して市としてどのような対応や助言を行ってきたのかについて伺います。

小項目③、障害福祉施設の整備や開設に関する相談の状況についてということで、これまでに受けた実際の相談状況をお答え願います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 障害福祉施設の整備や開設に関する相談についてでございますが、令和7年度の事前協議を除きました相談件数は延べ11件ございました。

開設を希望するサービスの種別といたしましては、共同生活援助、いわゆるグループホームが7件と最も多く、就労継続支援B型が2件、放課後等デイサービスが2件でございます。

主な相談内容といたしましては、サービスのニーズに関する問合せが8件、施設に関する相談が2件、補助金に関する相談が1件となっております。

施設の設備等に関する質問に関しましては、基準である指定権者である県に確認する事項であり、施設の整備に関する補助金は、県、国の制度が中心となっておりますので、市では相談の内容に応じまして県に確認の上、必要な情報提供を行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 幾つか内容に応じて件数があるって、11件という件数が多いのか少ないかと申しますと、こういった事業をやられる方は、普通の物販業とか、そういったことよりは物すごく特殊な分類の事業だと思いますので、11件しかないのか、11件もという、11件という数はなかなか思い立ってやろうとする方が意外に多いのかなと私は受け止めました。

その中で、相談を受けて、最終的にその方の相談の内容が達せられた、要はこういうことを相談に来て疑問が解消したとか、例えば補助なんかが受けたくて来たのだけれどもといった補助があるという案内を受けられたとか、開業したいと言って開業にこぎ着けたとか、そういった相談して、その結果ということに関してはどんなふうな状況なのか、ちょっと抽象的で申し訳ないのですけれども。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 結果についてでございますが、質問の内容によってやはり上がってくるというふうに考えております。地域のニーズがどういうものがあるかというような質問に関しては、適切に地域のニーズをお伝えできているのではないかとというふうに思っております。補助金等につきましては、やはり国、県の制度となりますので、県に確認しながら適切に回答できているのではないかとというふうに考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 施設補助とか補助金なんかをどうしても頼ってきた方の場合には、最終的に補助制度がある・ない、それから受ける・受けられないで、その後の事業展開なりが全く変わってくると思います。

今回、私のほうで聞きたいところというのは、補助金が何かないかということで、やはり事業を思い立ってやろうとした方が補助金ありますかといった相談したときに、最終的になくて断念をしたということがあったものですから、それを聞かせていただいているのですけれども、断念をせざるを得ないというか、一旦その計画を中断せざるを得ないという状況があったときに、福祉のまちということをある程度充実させていくというのはどこの自治体も同じでしょうけれども、先ほど国とか県の補助制度という御発言がありました。国とか県、市は、これはないですか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 現時点では、そういった施設整備に関する補助というのは設けてございません。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 冒頭ちょっと述べたのですけれども、例えば障害者グループホームを開設するとか、そういった施設を開設すると、いろいろな設備を整えないと条件がクリアできなくて、そういった事業の開始にこぎ着けられないというのがございます。

中でも多額の費用がかかるのがスプリンクラーの設置とか、そういったハードのところはかなり大変だということを聞いております。その工面ができないので何とか頼るところないかということなのですけれども、こういった事例を紹介といいますか、話をさせてもらいますと、障害者グループホーム事業をやろうと物件を購入して計画をスタートしましたと。重度障害者を受入れ可能な施設にするためには、設備面での要件を充足することが必要なために多額の資金がかかることが分かったと。主にスプリンクラーですね。物件購入で既に資金を工面してしまったので、そのほか開業のための備品調達や運転資金もまた必要となると、そういった新たな設備の設置には費用がかかりますので、なかなか厳しいと。

では、何か行政なりから支援が受けられないかということで、わらにもすがる思いで相談をさせてもらったのだけれども、該当するような補助金はないということの回答しかなかったと。せっかくやろうとした障害者グループホーム事業が断念しかけておるような状況でございます。

ここ重要なのですけれども、相談の過程で、相談に当たった職員の方から親身になって相談を聞いていただいた。ただ、残念ながら、支援するのがないと。支援する制度があればいいのですけれどもねというような類いの言葉があったと聞いております。ということは、そういった相談を数多く受ける中で、なかなかそれに応えられない現状があるという

認識があつて、その上でそういった発言につながったのだと私は認識をします。気の毒だと思ったからこそその言葉なのだと思います。

であれば、ニーズがあるということにも言い換えられると思いますので、助ける制度、つまり支援する制度があつていいのかな、検討してもいいのかなと思いますが、それについていかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 相談の段階で残念だというような意見があつたということでございますけれども、一職員の見解として話されたものなのかなというふうに感じているところでございます。

また、それによって相談者に対しまして誤解を招くような見解があつたということであれば、相談者との間柄にもよると思いますけれども、十分注意を払った対応をするように指導してまいりたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 誤解を招くとか、そういったことが言いたいのではないです。

この件は置いて、市で何か施策をやりたい、事業をやりたいという場合には、市民の需要なりいろいろな要望を見て、こういった施策をやろうとか、新規事業として補助事業をやろうとかというのが多分創設されていくと思うのですけれども、その発端は、現場でどういうニーズがあるとか、どういった要望があるかというところから多分始まると思うのです。それを一番市民と接するポジションの方たちが聞いて、こういう事業について要望がありました、相談がありましたということは、これについて新規の施策なり補助なりとして検討してもいいのではないかという、そういった施策の種みたいなものを吸い上げて、庁内でもんでいくという、そういう仕組みはないのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 確かに市民のニーズを把握する上で、窓口での市民の方の意見というのは大変貴重なものだというふうに認識しております。そういった意見があつたことは、今後吸い上げていきまして、検討していくような形で対応していきたいと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 次の項目に進んで話をしたいと思います。

小項目④、補助制度の創設についてということで、今ほど述べたことも踏まえまして、例えば空き家や既存建物を活用した障害福祉施設の整備を促進するためには、改修費や開設準備費の一部を支援する補助制度の創設について必要性や需要があると考えますので、行政として速やかに検討すべきと考えますが、先ほどとかぶりますが、見解をお聞かせ願います。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 新たな補助制度の創設についてでございますが、障害福祉サービス事業所の指定は県が行っておりまして、施設整備費等に係る補助につきましては、国、県の制度の基本となっておりますので、現時点では市独自に補助制度を創設する予定はございません。

市の役割といたしましては、施設整備の事前相談など側面的支援と捉えておりますので、今後も市内サービスの利用状況や地域のニーズなどの情報提供をするとともに、新規の整備だけでなく、既存施設に対する定員の増などの働きかけを行うなど、県や関係機関と連携し、ソフト面での支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 国なり県の制度があつて、それを利用すると。県の制度ですけれども、この件について県の補助があるかどうか調べたのですけれども、残念ながら茨城県、それらしいのがないのですよ。そういうところから見ると、茨城県、多少他県なりに比べて、そういった面の充実が遅れているのかなという認識は持ちました。

そうすると、国や県の制度を利用してとおっしゃいますけれども、県になかったら、国になりますと多分相当ハードルは高いです。こういった事業を新規でやる方には補助があるようなのです、調べていくと。ただ、既定のものを利用して改修してとなると、どうやらそれに当たるものがないということで、手軽にといいますか、そんなに資金かけずにやろうとしている方の部分が抜け落ちている。新規にゼロからスタートする方にはリスクもあるけれども、そこには補助の制度があるとなると、制度の仕組みとしてはいびつな感じがいたします。

いろいろな補助制度、国がよく何分の1、県が何分の1となると、その後に必ず市町村で何分の1というのがついてくるような気がしますけれども、市町村において、例えば笠間市において検討はしないけれども、国とか県の制度があれば、そちらを利用してくださいとなると、福祉のまちを例えば名のろうとした場合には、ちょっと足りなくないですか。いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長深澤 充君。

○保健福祉部長（深澤 充君） 先ほどの繰り返しの答弁になりますが、資金的な制度というのは市独自には現在設けておりませんが、ソフト面での側面的支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 今回この項目を取り上げたのは、補助制度の創設を求める質問でございますということで、先ほどいろいろな施策の決め方において、現場から吸い上がってきた、持ち上がってきたものをもんで吟味して制度創設をしていただきたいというところは、ぜひそうしていただきたいのと、先ほど聞こえましたがけれども、そういう職員の発言を問題視するのではなくて、そういった発言を貴重なものと捉えていただいて、上げて

もらって、上げてもらった上で、いろいろな優先度とか必要性を図るというのは必要だというのは必要だと思いますので、検討は一度してみてください。それをお願いしたいと思います。

なぜそういうふうをお願いするかというと、実際に障害者グループホーム開設に対して真剣に取り組んでいる市民の方からの相談がありましたものですから、私自身も調べて今回取り上げさせていただきました。真剣に取り組む背景には、そういった障害を持つお子さんを持ちで、自分が亡き後、この子の生活は誰が見るのか、誰が保障するのかといった当事者であるがゆえの、親亡き後の生活に対する我々の想像を超える不安を抱えているからですよ。そういった方々が自ら同様の環境にある者の不安を解消しようと一念発起して事業を起こすことを決断してくれたのですから、そういったすばらしい意気込みを福祉のまちを自負するでありましょう笠間市が、後押しをしなくてどうするのでしょうか。行政には、ぜひとも前向きなかつ速やかに検討をまずしていただきたいということをこの場で強くお願いしまして、大項目１の質問を終わります。

続きまして、大項目２、笠間ＰＡスマートＩＣ整備事業の進捗状況についてということでお伺いをいたします。

私は令和３年６月の定例会におきまして、本事業に関連する周辺道路整備、とりわけ歩道未整備区間の安全対策について質問を行いました。あれから約５年が経過しまして事業も具体化が進む中で、地域住民からは、歩行者の安全は確保されるのか、通学路として大丈夫なのか、歩道の未整備の区間はどうかといった声が今なお寄せられております。

笠間ＰＡスマートＩＣは、地域活性化や観光、防災面など多方面で大きな効果が期待される重要事業ではありますが、一方で、交通量増加に伴う歩行者安全対策は整備事業と一体で進めるべき重要な課題であると考えます。

そこでまず伺います。小項目①、事業の進捗状況ということで、笠間ＰＡスマートＩＣの整備事業が現在どの段階まで進んでいると認識しているのか、お答え願います。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） ８番安見議員の御質問にお答えします。

事業の進捗状況との御質問でございますが、（仮称）笠間ＰＡスマートＩＣの整備事業は、北関東自動車道の笠間パーキングエリアに接続するスマートＩＣを整備するものであり、イベント時の渋滞緩和をはじめ、観光を中心とした交流人口の拡大、救急搬送の確保などを目的として、本市、茨城県及びＮＥＸＣＯ東日本が連携して進めている事業でございます。令和３年度から本格的に事業着手し、これまで測量、設計、用地取得などを段階的に進めてまいりました。

現在の進捗状況でございますが、用地取得につきましては、ゴルフ場との調整や地権者の相続手続等により時間を要しておりましたが、ゴルフ場及び地権者の皆様の御協力により、おおむね完了したところでございます。また、アクセス道路につきましては、現在、

ゴルフ場への進入を確保するため、迂回路整備の工事を進めているところでございます。

今後は関係機関と協議、調整を行った上で、アクセス道路本線の整備に着手してまいります。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 今、御答弁いただきまして、用地買収がほぼ完了しつつあるということで理解をいたしました。用地買収については、もう残り本当に数が少ないところだと思えるのですが、そういったところは多少時間さえかかれば、問題なく用地買収が完了する。それとも、ちょっとした事情があって先行き不透明だとか、どちらになりますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） もう間もなく相続地権者1名の相続手続が完了するということですので、間もなく契約締結完了する予定となっております。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、用地買収が済んでいるところで、既に実際の土木工事等に着手しているものなんかはあったりするのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） まだ、アクセス道路の本線工事には着手しておりませんが、ゴルフ利用者などの迂回路の整備のほうを着手しております。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 分かりました。ありがとうございます。小項目①は終わります。

小項目②、歩道未整備区間についてということで、今からちょうど5年前ですけれども、令和3年6月の議会で私が指摘をした歩道未整備区間につきまして、その後市ではどのような検討や関係機関との協議を行ってきたのか、これまでの経過をお示しいただければと思います。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 歩道の未整備区間についてとの御質問でございますが、スマートICと接続する県道稲田友部線は、みなみ学園義務教育学校の通学路となっております。スマートICの供用に伴い、今後、交通量の増加が見込まれることから、通学児童の交通安全を確保するため、地元住民からの歩道未整備となっている区間における歩道整備について強い要望をいただいております。

現在、茨城県において、アクセス道路と交差部から県道笠間つくば線までの学校方面へ向かう約1.3キロメートルの区間について事業を進めており、測量設計業務に着手したところでございます。

本市といたしまして、スマートIC供用後の交通量の増加に対応し、通学児童の安全確

保が図れますよう、歩道整備の早期完了に向け、引き続き県に要望してまいります。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 方向性として歩道整備につきましては、いろいろな協議を経て着実に進んでいると受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） そのとおりです。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 歩道の未整備区間につきましては、先ほども言いましたけれども、地域住民の関心が非常に高いですね。そういった状況にありますので、全体の事業完了までにきちんと歩道整備がなされるよう、市におかれましては、引き続き県による整備の状況を見守っていただきまして、連絡調整、関係各所の働きかけなどをよろしくお願いしたいと思います。

ところで、今回笠間PAスマートICの事業につきまして質問をするために私なりに調べていたところ、市のホームページ上で本年2月に事業再評価委員会が開催されていたことを知りました。ホームページ上に掲載されていた資料では、委員会の開催目的や審議の結果などが簡単に掲載されておりましたが、それについてお尋ねしたいと思います。

小項目③、事業再評価についてということで、今年2月に行われました事業再評価委員会の開催結果と内容についてなどをお聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 事業再評価についてとの御質問でございますが、本事業は国土交通省の補助事業であり、事業経過5年ごとに事業の再評価を実施していることとなっております。このため、茨城大学名誉教授や一般社団法人茨城県建設技術公社理事長など学識経験者の方々を委員として、令和8年2月に再評価委員会を開催いたしました。

再評価委員会は、事業により得られる整備効果や事業計画等の見直し内容について協議を行い、事業継続の妥当性を判断していただくものでございます。今回の委員会においては、整備効果とともに、事業期間の延伸に関連した用地取得の今後の見通しや資材価格の高騰、工法選定における経済比較など、事業費に係る根拠について御確認いただきました。

審査の結果、事業費の増加により費用対効果は低下したものの、事業継続が妥当であるとの御判断をいただいたことから、今後はより一層事業の推進に取り組んでまいります。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） ちょっとだけ確認させてください。この再評価の中で、例えば歩道未整備区間の整備について、何か議題に上がって話し合うようなことがあったのかどうかだけ教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 今回の再評価委員会はあくまでもスマートICの整備事

業に係るもので、歩道整備とは別の協議となっております。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） 分かりました。資料を見る限り、事業は引き続き進められるということですので、地元からの要望が強い歩道整備については、当初のお話どおりきっちりと進めていただけるようお願いをいたします。

続いて、小項目④、今後の見通しについてということで、当初示されていた供用開始時期については、令和9年3月ということでしたけれども、現時点でそのスケジュールに変更が生じる可能性があるのか、認識をお伺いいたします。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 今後の見通しについてとの御質問でございますが、本事業の当初予定では、令和9年の供用を予定しておりましたが、先ほど申し上げたとおり、関係機関との調整や用地取得の手續に時間を要したことから、供用時期が遅れる見通しとなっております。

当該事業は、本市、茨城県及びNEXCO東日本が一体となって取り組んでいるところでございますが、本年5月には一刻も早い供用に向けた事業の推進について、NEXCO東日本つくば工事事務所長に対し、市長から直接要望を行ったところでございます。

具体的な供用時期につきましては、現段階では確定的な時期をお示しすることは困難でございますが、引き続き茨城県、NEXCO東日本と緊密に連携し、可能な限り早期の供用を目指してまいります。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） ありがとうございます。地元の関心も高い部分なので、伺わせていただきました。

世の中、今いろいろなところで少し前とは状況が変わってきておりまして、例えば物価の高騰であるとか、人手不足であるとか、働き方改革、そういったものがいろいろな土木工事の分野、建設なんかの分野にも影響を与えてきております。

そして、ここに来て最近の中東情勢、これがいろいろなところに、多方面に影響を及ぼしまして、日々目まぐるしくと言っているのかどうか分かりませんが、そういった状況や情勢の変化が思いもよらぬところで我々の生活に影響を及ぼすようになってきているかと思えます。これほど大きな事業で、きちんと計画をして始まってはみたけれども、途中で変更を余儀なくされたりとか、想定以上の費用がかかったりということは、もはや常態化している中では、そういった流れになるのだろうということは分かります。ただ、何か事業を進める中で、諸般の事情から安全確保を犠牲にして事業を遂行するとか、そういったことはされずに、先ほども質問の中で述べたところを踏まえていただきまして、きちんと当初の目的どおり100%の形で、できるだけ早い段階でこの事業が完了することを一市民としては願うばかりです。引き続き、関係機関との協議はよろしく願いしたいと

思います。答弁は結構です。

次の質問に進みます。小項目⑤、地域活性化を含めた周辺開発について。

私は、スマートＩＣの整備は、インターチェンジができれば終わりではなくて、子どもや高齢者を含めて地域住民が安心して利用できる道路環境まで含めて完成形であると考えます。利便性向上と歩行者安全対策は一体で進めなければならないものであります。その上で、笠間ＰＡスマートＩＣは、供用開始後の周辺開発や地域振興施策にも大きく関わってくる事業であると考えます。

そこで、できれば市長にお伺いしたいのですが、市として歩行者安全対策をどのような優先順位で位置づけて本事業を進めていく考えなのか、また、供用開始後を見据えて、周辺地域における土地利用や企業誘致、地域活性化を含めた周辺開発につきまして、今後積極的に進めていく考えなどをお持ちなのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○議長（畑岡洋二君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 安見議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

インターチェンジができれば、交通量は当然増えると思いますし、そういうことを想定して整備をしていくわけですので、その上での歩道を含めた安全対策、それは国道355号に出る路線、お互いそこはしっかり県道であっても、県のほうと協議を進めながら対策をしっかりやっていきたいなと思っております。

それと、このスマートＩＣを設置するときに、大きな目的はやっぱり国道355号の道の駅周辺の渋滞解消、これと交流人口の拡大だったり、北関の利活用だとか、いろいろなことがあった中の一つとして、周辺の地域活性化のために何ができるのかできないのか、そういう議論をあくまでも内部で議論した経過はございます。

ただ、地形的に大規模開発とか、そういうのはなかなか難しいというのが最終結論であります。では、ほかに何かできるような要素がないのかということになると、ゴルフ場が持っている土地なんかもありますので、ゴルフ場と今後協議をしてみなければ分かりませんが、その土地を活用した地域開発とまでは言いませんけれども、何がしかの施設、例えばカフェとか、飲食関係とか、そういうものはできる可能性です、あくまでも。そういうことはあるのではないかなと思いますし、何かはやっていきたいとは思っているのですが、やっぱりそれに適した土地がなかなか難しいと。先ほどの話ではないですけども、今開発すれば費用も相当かかりますし、そういう状況であります。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○8番（安見貴志君） スマートＩＣの整備事業は、当初の掲げた目的とかのためにやっていただくのは当然なのですけども、せっかく造られるものなので、それを笠間市のために活用していただければと思います。

狭い範囲で開発をということを求めているわけでもなく、交通量とか交通の流れが変わ

るような大きなものができるわけなので、そういったところを含めて半径を大きく見て、旧笠間市の南側みたいなどころの大きなところを捉えて、アクセスが容易になったのでこういったことができるのではないかと、行政が気がつかなくても誰かが気がついて、民間の方がやりたいという場合には、大項目1でも述べましたけれども、背中を後押しするようなことを行政にやっていただきたいなと思います。今後に期待をいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 8番安見貴志君の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後 1時00分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 発言の訂正をさせていただきます。

午前中の7番坂本議員の大項目2、学校の熱中症対策について、小項目①市内の学校における熱中症の発生状況についての御質問の中で答弁させていただきました、学校での過去3年間の熱中症の発生状況についてを、学校での過去3年間の熱中症の疑いにより救急搬送され、病院受診となったケースの発生状況についての答弁とさせていただければと思います。いずれも、重篤には至っておりません。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 続きまして、6番川村和夫君の発言を許可いたします。

〔6番 川村和夫君登壇〕

○6番（川村和夫君） 公明党の川村和夫です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式にて一般質問を行います。

大項目1、事業承継支援について。

本市は、第2次総合計画において、地域経済を支える中小事業者への支援を重点施策として位置づけ、創業支援、経営支援並びに事業承継支援にも取り組まれていると認識しております。しかしながら、全国的に経営者の高齢化と後継者不足により、黒字廃業や地域産業の縮小が課題となっております。事業承継は単なる企業課題ではなく、地域雇用、技術、商店街機能、税収維持にも関わる地域政策です。

そこで、本市が実施した事業承継実施に関するアンケート調査結果も踏まえながら、これまでの成果と課題を確認し、第2次総合計画最終年度に向けた具体策について質問いたします。

小項目①、令和7年度事業承継支援の取組みの結果についてです。

まずは、令和7年度に実施した事業承継支援について、具体的にどのような支援をしたのか、お伺いします。また、予算の執行等がありましたら、具体的な数字でお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 6番川村議員の御質問にお答えします。

令和7年度事業承継支援の取組についての結果でございますが、令和7年度は、市内事業者を対象とした事業承継に関するアンケート調査を実施するとともに、令和6年度に引き続き、産業活性化コーディネーターによる企業戸別訪問活動を実施し、事業承継のニーズを確認したところでございます。確認した人数に踏まえ、専門家による事業承継個別相談会を開催し、2名の参加者がございました。

なお、予算につきましては、産業活性化コーディネーター及び商工課職員の業務の枠組みの中で実施しておりますので、特段の予算措置はしておりません。

事業承継は事業者にとって非常にデリケートな問題であり、声を出しにくい側面がありますが、これらの取組を通じ、市内事業者の事業承継に対する意見や課題を把握することができたと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 先ほど令和7年度のアンケート調査がありましたけれども、それでは、小項目②に移ります。令和7年度実施した事業承継実態に関するアンケート調査の結果についてです。

幾つかの点をお伺いします。まずは、調査対象、市内に拠点を有する事業所2,540事業所は、何のデータに基づいて抽出したのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 事業承継に関するアンケート調査のどのような抽出をしたかという質問かと思いますが、市内に拠点を要する事業所2,540件の事業所データにつきましては、国税庁による法人番号公表一覧のほか、市の商工会の協力を得まして送付したところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 分かりました。

それでは、その他にデータの抽出方法はあるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） データの抽出につきましては、先ほどお答えしたその2件を活用したわけでございますが、これのほかに統計センサスや統計法に基づくアンケート調査等ございますが、個人情報との関係で、これは情報提供を受けることができないものとなっておりますので、この二つを使ってアンケート調査を実施したものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 分かりました。

次に、回答数493件、回収率19.4%ですが、この結果をどのように評価していますか。お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今回の回答率、回答につきましては、かなり低い状況であったと我々も認識しております。ただ、平成30年度に実施した事業承継のアンケート調査をやや上回る結果となりましたが、大幅な改善が見られなかったことから、いまだ事業承継の必要性やその準備の緊急性を、まだ事業者の皆様、特に問題と認識しておられない方が一定数いるものと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 低いというその要因として、必要性を感じないというのが、担当課の分析なのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） そのような一面もあると考えておりますが、そのほかにどうしていいか分からないとか、あとは第三者に相談することをちゅうちょしているという方も一定数いると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 分かりました。

次に、訪問を希望する20業者に対する支援ですけれども、9月下旬から順次、産業活性化コーディネーターと同行訪問等により、個別にヒアリングを実施し、必要に応じて専門機関への取次ぎ、相談会やセミナー等の案内を実施していくとありますが、結果をお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 商工課長桑嶋一志君。

○商工課長（桑嶋一志君） 令和7年度における支援実績についてですが、訪問支援を希望した企業数20者のうち、9者に対して産業活性化コーディネーターによる戸別訪問を延べ15回実施しております。

支援成果につきましては、9者のうち、個別相談会への参加企業数が2者、事業承継・引継ぎ支援センターへの取次ぎが4者となっております。また、県内の事業者を対象に開催された事業承継マッチングイベントについて、市の公式SNSに記事を掲載し、周知広報を行ったところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 分かりました。

次に、訪問を希望しない423の事業者への対応ですが、具体的にどのような対応をしたのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 商工課長桑嶋一志君。

○商工課長（桑嶋一志君） 訪問を希望しなかった事業者への対応でございますが、令和7年度におきましては、訪問を希望する事業者への支援を優先したため、訪問を希望しないとされた事業者への支援は実施しておりませんでした。

今後、訪問を希望しないとされた事業者に対しましても、潜在的な課題を抱えている可能性を考慮しまして、決してそのままにすることはせず、市が主催する事業承継相談会への案内や、専門機関である茨城県事業承継・引継ぎ支援センターの支援メニューなどの各種情報の提供を行ってまいります。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 先ほどの質問の中で、423者の中で、継いでもらうか迷っているという事業者もあったと思うのですけれども、やっぱり優先順位的に迷っているところは当たらなかったのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 商工課長桑嶋一志君。

○商工課長（桑嶋一志君） 迷っているも含め、訪問を希望しない事業者につきましては、現在のところ、こちらからのアプローチを行っておりません。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 現時点で訪問を希望しないなので、やっぱりアンケートを立て続けに継続的にやったときに変わってくるかもしれないので、継続的な希望しないというところも目を通していただいて、定例的な訪問をしていただければと思います。

次に、支援ニーズの把握、情報共有体制の強化の中で、今年度、そして今年度以降の計画になると思いますが、今後、笠間市として実施すべき施策の検討は具体的にどのようなものなのか、その他のところで予算要求等を検討するとありますが、具体的な事務事業として幾ら計上するか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 予算要求についての御質問かと思いますが、令和8年度当初予算における事業承継事業単独での予算要求は行っておりません。

理由といたしましては、アンケート結果に基づく事業者への個別訪問やヒアリング、また相談会、専門機関への周知といった一連のアクションにつきましては、既に対策として配置をしております産業活性化コーディネーター及び商工課の職員が業務の枠組みの中で対応していくものと考えているところです。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 分かりました。実施したアンケートから、おのあの具体的にお伺いしました。

結果検証を踏まえまして、小項目③、令和8年度の事業計画についてです。

調査するだけで終わらず、改善につなげることが重要だと思っております。そこで、事業計画、具体的施策、実効性の確保の点からお伺いします。

まずは、事業計画ですが、令和7年度の成果、課題を踏まえ、令和8年度は何を重点課題として設定し、どの指標を改善目標としているのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 事業承継に関する令和8年度の実業計画についてですが、事業承継に関する支援施策といたしましては、事業者への国、県が実施する取組の案内や、茨城県が開催する事業者向けのセミナーの周知と情報提供にとどまらず、先ほども答弁いたしましたが、事業者の行動変容を促す伴走が非常に重要と考えていることから、引き続き産業活性化コーディネーターとの同行訪問や商工会による会員事業者への巡回相談等により、個別にヒアリングを実施し、必要に応じ事業承継・引継ぎ支援センター等専門機関と連携した支援を進めてまいります。

また、茨城県や関係機関の開催する自治体向けセミナー等への参加により、担当職員の知識向上を図り、事業承継に関する相談体制の強化につなげていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 重複するかと思いますが、具体的施策として、令和8年度にはどのような施策を検討しているというか、計画をしているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 令和8年度の施策といたしましては、令和7年に実施したアンケート調査の結果、事業承継の手助けをしてほしいという事業者の支援をしっかりとやることによって、事業承継の根深い問題に対する市役所側のスキームです、このような事業者にはこのような体制をとっていったほうがいいのか、ケース・バイ・ケースに合わせたモデルのケースを構築していくのが令和8年度の実業の柱になると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 例えばですが、毎日相談できる相談窓口の設置、設置した場合の周知方法、そして個別伴走の支援と今おっしゃいましたけれども、茨城県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携強化など、どのような規模とか手法で展開されるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） まず、周知の方法につきましては、市の広報紙やSNSを活用した広報、または商工会の会報等に掲載していただくことで気づきを持っていただくというのが重要かと考えております。

窓口につきましては、事業者から事業承継に関する相談があった場合には、商工課職員全ての職員が対応できるようにしておりますが、中小企業庁で作成されている事業承継診断シート、これを基にヒアリングを行い、産業活性化コーディネーターに引き継げる体制となっているところでございます。

伴走支援につきましては、個別の伴走支援、直接的なものにつきましては、より専門的な県の茨城県事業承継・引継ぎ支援センターの役割であると認識しておりますので、我々

といたしましては、いかに早く確実にセンターのほうに引き継いでいけるかということを重点に置いて体制を整えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 私も実際、前職で事業承継の現場のことを同行訪問したりして教育訓練を受けました。やっぱり人材育成が必要だと思うのですが、担当課の職員のスキルアップのために専門機関を活用して、私も活用して、中小企業基盤整備機構だったのですが、そこから弁護士が来てくれて、同行訪問とかやったのですが、そういう手法は実施するお考えはありますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 職員のスキルアップについてでございますが、本市では令和6年、令和7年の2か年、中小企業庁に職員を派遣いたしまして、事業承継に関する国の動き等を勉強してきて、今年4月からその職員が商工課でその主たる業務を担っているところでございます。

このほかの市の職員のスキルアップにつきましては、国、県等の専門機関が開催するセミナーに積極的に参加するとともに、事業承継の支援に関する概要の把握や専門的な機関、相談員へスムーズにつなげるための情報収集を中小企業庁に執行していた職員を中心に今行っているところでございます。また、アンケート調査に基づく産業活性化コーディネーターが直接企業に訪問する際に、職員を必ず同行させて、スキルの向上に努めているというところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 分かりました。

実効性確保の点からお伺いします。過去の支援では、把握や相談中心となっていなかったかという課題に対して、令和8年度は、相談件数だけではなく、踏み込んだ成果指標や事業評価の設定がないと、事業全体の改善や見直し、連携強化や新たな連携先の確保など、事業承継支援事業の体制確立が進まないと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 成果指標の設定についての御質問かと思いますが、事業承継は民間企業のデリケートな経営判断や法的手続もあり、承継の実行までには長期間の年数を要するものでございます。

また、行政へ事業承継しましたという報告の義務もないことから、単年度の行政評価として客観的に正確に検証することは極めて難しい状況でございますので、市といたしましては、事業承継に関するKPIを設定する場合は、いかに早く着実に専門機関への取次ぎを行う専門機関への取次ぎ件数であったり、窓口での事業承継診断を行った事業承継の入り口の活動を指標するべきものと考えておるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 分かりました。

単年度では検証が難しい事業だということで、小項目④に移ります。第2次総合計画に対しての実績（成果）についてです。

令和8年度は、第2次総合計画の最終年度です。三つの視点からお伺いします。

1点目ですが、達成状況の確認です。第2次総合計画策定時に想定した事業承継支援の成果指標について、当初目標値、現時点の実績、達成率を具体的にお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 第2次総合計画に対しての実績、成果についてでございますが、笠間市第2次総合計画後期施策アクションプラン第4章の商業の取組の成果を示す主な指標の目標及び実績について、笠間市商工会商業部会員数の目標値400者に対して、令和7年度は357者、達成率といたしまして89.3%、また中小企業事業資金融資制度の目標値150件に対して、令和7年度は74件、達成率は49.3%となっているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） そうしますと、具体的に事業承継支援の成果指標というのは最初から設けてなかったのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 第2次総合計画の中では、事業承継のK P I指標については設定していないところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） そうすると、2点目の未達の要因の分析についてはどうなのでしょうね。制度設計、周知不足、支援体制とか、外部環境のどこに要因があったと思われますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 未達の要因でございますが、笠間市商工会商業部会数、中小企業の融資件数の減少は、この計画を立てた以降、コロナ禍であったりとか、今の中東情勢等複合的な社会変化が起きたものと考えております。そのための特定の要因を断定することは非常に難しく、引き続き動向や背景についての分析を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 分かりました。

それでは、3点目ですが、一番重要だと思うのですが、長期的視点に立たないと事業承継支援の成果は分からないと思うのですが、次期計画への継承ですけれども、第2次総合計画終了後、事業承継支援事業を次期総合計画にどのように位置づけ、どの成果指標で継続していく考えなのか。また、市内事業者の減少抑制や地域経済事に向け、どのような将

来像を描いているのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 次の総合計画の指標については、今まさに市役所内で議論が始まったところでございますので、我々商工課といたしましても、前の指標が正しいのか、正しかったのか、これから何をやって、どういう指標をつくっていくのかという議論が今始まったところでございます。商工課に限らず、産業経済という分野の中でどのようなK P Iが必要なのかというのは十分検討しながら、次の総合計画に載せていくべきものと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 分かりました。具体的には令和9年度、何をやるのか、スタートの時点で。あとは予算化しないと、きっと成果の目標もぶれていってしまうと思うので、ぜひそういうところを入れて計画を立てていただければと思います。

これで、大項目1を終わります。大項目2、ヤングケアラー支援事業についてです。

笠間市第4次地域福祉計画では、少子高齢化や家庭・家族形態の変化、地域のつながりの希薄化により、8050問題やヤングケアラーなど、従来の制度だけでは対応が難しい複合的な生活課題への対応が重要とされています。

また、「みんなで支えあう福祉のまち かさま」を基本理念に、包括的相談支援体制の構築と地域共生社会の実現を目指しています。ヤングケアラーは子ども本人だけでなく、介護や生活困窮など世帯全体への支援が必要な課題であることから、本市の現状、支援体制、未然防止の取組についてお伺いします。

小項目①、第4次地域福祉計画に基づく現状把握と課題の認識についてです。

第4次地域福祉計画では、制度や分野のはざまに置かれた世帯への支援や包括的な相談支援体制の充実を基本方針としております。ヤングケアラーはまさにその代表的な課題の一つです。三つの視点からお伺いします。

まず1点目が、本市では現在ヤングケアラーに該当すると思われるところの方たちを把握している人数、相談件数、支援件数などをどのように把握しているのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 6番川村議員の御質問にお答えいたします。

第4次地域福祉計画と連携した児童福祉に関する個別計画が、こども部の策定した子ども・子育て支援事業計画となっております。子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、小学5年生、中学2年生を対象に実施したアンケート調査においては、家庭でお世話をしている家族がいると回答した子どもが20.7%となっており、お世話している対象はきょうだいが57.1%と最も多く、母が28.6%、父が22.9%、祖母が21.9%となっております。

令和7年度相談窓口であるこども政策課には、18名のヤングケアラーが懸念される子どもの相談や情報提供がございました。把握経路としましては、学校、教育委員会、スクー

ルソーシャルワーカー、児童相談所等からでした。懸念された18名の子どもについては、面談や関係者からの情報確認を行い、そのうちの9名については、ヤングケアラーとして相談や支援を継続実施しております。

ヤングケアラーの主な問題点は、大人が担うべき家事や家族のケアを日常的に行うことで、子ども本来の健やかな成長や教育の機会、子どもらしい時間が奪われてしまうことにあり、その結果、社会的孤立や心身の健康被害などを引き起こすリスクがあります。また、本人にとっては家事や家族の看護が家族の手伝いや普通の日常として認識されていることが多く、本人も周囲も気づかないまま見過ごしてしまうという発見の難しさに課題があると認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 今おっしゃいました把握されたケースで、背景要因はどのように分析していますか。例えば、介護、障害、経済困窮、独り親などの背景要因があると思うのですけれども、どのように分析していますか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 子どもが家族のお世話や家事に負担感を感じたり、多くの自分の時間を割かなければならない状況に至る背景は、複雑・複数の要因が重なり合い、連鎖している場合が多いと認識しております。その中で、体調不良で働けない親がいれば仕事ができず収入が減ることに加え、介護が必要になり、介護の担い手が子どもとなり、きょうだい同士も協力し合わなければ生活が成り立たなくなるといったケースがございます。

また、親が精神的な疾患を患っている場合は、子どもが長時間にわたり親のケアや家事を担うことになる傾向や、家族の中でも年長者の子どもの負担が大きくなる傾向がございます。ヤングケアラーである当人は家族の役割と思っていることから、他者に困り事として相談しない傾向も見られます。

このように、介護とか病気、あとは経済困窮、独り親など、背景的要因は複雑に絡み合っていると認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 3点目ですけれども、第4次地域福祉計画では、制度のはざまにある世帯への支援を掲げていますが、本市として潜在的ヤングケアラーの存在や早期発見の課題をどのように認識しているのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 高齢者、障害者、生活困窮者、子ども家庭など、分野を横断して支援する多職種連携の体制が必要と認識しております。日頃から専門的な視点で、介護、医療、教育、子育て支援などに関わる各職種がヤングケアラーについて認識を深め、その存在に気づき、相談支援につなぐ意識を持つことが必要と考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） それでは、小項目②、包括的相談支援体制と支援効果の検証についてです。

二つの視点からお伺いします。本市では、教育、福祉、介護、子育て、社会福祉協議会など、関連機関からどのような連携体制でヤングケアラー支援を行っているのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 包括的相談支援体制としましては、笠間市では地域包括ケア会議を開催しております。この会議の特徴は、高齢者、障害者、生活困窮者、子ども家庭など、分野を横断して支援する多職種連携のネットワーク体制でございます。このネットワークを有効に活用することで、ヤングケアラーではないかという気づきをさらに強化することが支援へとつながる効果と考えております。そのため、令和5年度には、ヤングケアラーに関する勉強会を介護支援専門員と共に実施いたしました。

また、今年は地域包括ケア会議の構成員全員を対象に、ヤングケアラーの早期発見と円滑な多職種連携という題目で、北海道大学の准教授を講師にお招きし、8月に研修会の開催を予定しております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 二つ目ですけれども、第4次地域福祉計画が掲げる包括支援の成果として、家庭負担の軽減、学習機会の確保、不登校予防、継続相談率など、どのような指標で検証しているのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 家庭の負担軽減など数値として表すことの難しさもございますので、実際に支援した具体例で御説明させていただきます。

家事負担の軽減を目的とした事業として、子育て世帯訪問支援事業がございます。令和6年度は3世帯に対し延べ29回、令和7年度は2世帯に対し11回の利用がございました。

支援効果としては、家庭内で車の運転できる大人が要介護状態であり送迎ができないため、校外学習の参加を諦めていた子どもへ送迎支援を実施することによって、行事に参加する機会を与えられたという事案がございました。また、学習機会の確保という点では、高校進学と英語検定試験の合格を目指していた生徒に対し、家庭児童相談室において学習支援を行った結果、高校に進学でき、英語の準2級に合格ができました。

不登校予防としましては、専門職や相談員が定期的に家庭を訪問し、声かけや見守りを行うとともに、登校できない理由を把握し、環境を整えることで登校できるよう、継続的な支援を行っております。

このように、子どもに対し学ぶ意欲を維持し、夢を諦めない環境づくりや家庭の生活改善の効果が見られたと認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 数字として表れない陰の御努力でいろいろな改善されているというのがよく分かりました。

小項目③に移ります。ヤングケアラーを生み出さない未然防止策についてですけれども、3点お伺いします。

本市では、ヤングケアラー発生要因となる家庭の孤立や生活不安を未然に防ぐため、家庭支援や生活設計支援をどのように位置づけているのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） ヤングケアラーを生み出さない未然防止策という御質問でございますが、家庭内にケアがある状態というのは特別なことではなく、誰でもケアを受ける側、ケアをする側になる可能性がございます。ケアを一人で頑張らない、家庭の中だけで頑張らない意識を市民に周知していくことが重要であると考えております。

ヤングケアラーへの支援策としましては、先ほどの事案でも御説明いたしましたが、対象家庭にヘルパーが訪問し、家族が抱える悩みを傾聴するとともに、家事、育児等の支援を行う子育て世帯訪問支援事業を実施し、支援を行っております。また、子どもが安心して過ごせる居場所を提供し、その中で学習支援や体験活動、食事の提供などの支援を行う子どもの居場所拠点運営事業を実施しており、様々な課題を抱える家庭の子ども25名が利用している状況でございます。

こうした支援につながることで、子どもとその家庭が抱える課題の改善や未然防止が期待されますので、早期発見や円滑な支援のつながぎを実施するために、様々な分野の方が関わる多職種連携の取組が重要であると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 分かりました。

2点目ですけれども、第4次地域福祉計画に掲げる家庭や地域の教育力の強化、誰にでも必要な情報が届く仕組みづくりの観点から、学校、家庭教育、福祉施策を横断した支援の可能性について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 教育と福祉の文化が情報を共有し連携することで、子どもとその家庭への必要な支援が届けやすくなるという目的の下、教育委員会とこども政策課では、月1回、定期的な情報交換の会議を行っております。

このほか、家庭内のことで課題が潜在化して分かりにくい子どもが見受けられるため、地域で子どもの見守りを行っていただいている民生委員や主任児童員が、子どもの権利が侵害されるおそれがある状況にいち早く気づく視点を持ち、相談や支援につなげられる連携体制の強化が必要であると考えております。特に主任児童委員の方には、定期的に情報交換を共有する場を設けております。

自分がヤングケアラーであるという認識のない子どもには、自身に支援が必要だということに気づけるような機会をつくり、子どもからも、また親からも相談できるような環境づくりが重要と考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 分かりました。

3点目ですけれども、例えば全然違う世界の金融経済教育推進機構等の支援メニューを活用して、保護者向け家計形成講座とか、子どもの金融リテラシー教育とか、ライフプラン教育、また相談窓口との連携強化など、家庭課題の深刻化を予防し、結果としてヤングケアラーの発生予防につなげるという考えはないか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長根本由美君。

○こども部長（根本由美君） 子どもにとっても親にとっても、お金の面から生活を考えることは安定した生活を継続させるために重要であると考えております。また、経済的に子どもの将来をイメージしながら生活を送る余裕がない家庭にとっても、現在の家計のやりくりを見直す学びになることも期待できると考えております。

経済的な視点に基づき、生活設計ができるようになることで、ヤングケアラーの要因でもある経済的困窮の未然防止や改善、さらには将来、同様の家庭環境を連鎖させないことにつながると思われます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 分かりました。数々聞いてまいりましたけれども、やはり早期発見、気づき、つなぎという言葉が部長の答弁から数多く聞かれました。予防の前に、喫緊の課題というのはやっぱり早期発見体制の確立が急務で、本当に潜在しているケアラーを顕在化させるというのが大切なのかな、そうすると、手を差し伸べられるいろいろな支援体制があるのかなということを答弁からお聞きしました。なので、ぜひ喫緊の課題として対応の重点をもっと絞り込んでいただいて、早期発見というところに尽力していただければと思います。

以上で大項目2を終わります。

大項目3、小中学校図書館図書の充実についてです。

学校図書館は単に本を貸し出す場所ではなく、子どもたちが読解力や探求心、情報活用能力を育む学びの基盤です。国においては、学校図書館図書標準の達成や図書環境整備を目的として、地方財政措置が講じられております。

一方で、地方交付税は一般財源であり、自治体が自由に用途を決定できる制度であるため、全国的には図書購入費として十分に活用されていないとの指摘もあります。

そこで、本市において、国の財政措置の趣旨がどのように反映され、学校図書館の充実につながっているのか、現状と課題、今後の方向性についてお伺いします。

小項目①、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を踏まえた本市の現状について、

二つの視点からお伺いします。

一つ目は、学校図書館の位置づけと活用状況についてです。文部科学省は学校図書館を図書センター、学習センター、情報センターの三つの機能を保つ学校教育の基盤施設として位置づけています。

そこで伺います。第6次学校図書館図書整備等5か年計画を本市としてはどのように位置づけているのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 6番川村議員の御質問にお答えをいたします。

学校図書館の本市の位置づけという御質問でございますけれども、国の第6次学校図書館図書整備等5か年計画につきましては、児童生徒の学力向上や読書習慣の定着、情報活用能力の育成を図るための基本的な指針でありまして、学校教育全体の質の向上に資する重要な政策だと考えております。

本市におきましても、議員おっしゃるとおり、読書センター、学習センター、情報センターの三つの機能を持つ学校教育の基盤施設として位置づけをしております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） それでは、本市の学校図書館において、この三つの機能をどのように実践し、GIGAスクール構想の下で、調べ学習、探求学習、情報活用能力の育成にどのように活用しているのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。以降、自席でお願いいたします。

○教育長（小沼公道君） 活用方法でございますけれども、一般的に各学校では読み聞かせ、それから調べ学習、探求学習において、資料活用支援を行ったり、それから図書資料とデジタル情報を活用した情報活用能力の育成に取り組んでおります。

具体的には図書資料とタブレット端末を活用した紙とデジタルの両面から学習を支援しまして、司書教諭が資料選定支援や情報活用指導を行うことで、児童生徒の情報活用能力の育成に努めております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 重要と位置づけ、いろいろな活用の仕方をなさっているということです。

2点目ですが、蔵書整備と運営体制の観点からお伺いします。

過去3年間の図書購入予算額、決算額、購入冊数及び児童生徒1人当たり図書購入額の推移と併せて、各学校の蔵書冊数、図書標準達成率、更新状況についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 過去３年間の状況についてお伝えいたします。

まず、小学校全体でございますけれども、令和５年度におきましては、予算額が156万7,000円、決算額につきましては201万8,000円で、児童１人当たり593円となっております。続いて令和６年度でございますけれども、予算額が215万9,000円に対し、決算額は210万1,000円、児童１人当たりが634円となっております。昨年度、令和７年度につきましては、予算額が210万5,000円、決算額が206万8,000円、児童１人当たりが642円となります。

続いて、中学校ですけれども、令和５年度につきましては、予算額50万7,000円、それに対して決算額が66万2,000円、生徒１人当たりが372円となっております。令和６年度につきましては、予算額が42万1,000円、決算額が54万5,000円、生徒人１人当たりが301円でございます。昨年度、令和７年度につきましては、予算額が64万8,000円に対し決算額が71万6,000円、生徒１人当たり407円となっております。

また、図書標準達成率につきましては、令和５年度の調べで御答弁させていただきますけれども、小学校11校中９校、中学校６校中１校が達成をしておりましたが、現時点においては、令和６年、令和７年と正確な数値、更新状況等は把握しておりません。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○６番（川村和夫君） 現状は分かりました。

小項目②に移ります。第６次計画に基づく財政措置の活用状況と課題についてです。

一つ目が財政措置の活用状況と整備への影響についてですが、第６次学校図書館図書整備等５か年計画に基づく地方財政措置額に対して、本市ではどの程度予算化し執行しているのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 予算の措置と執行状況でございますけれども、御質問の中で議員からおっしゃられた内容で、地方交付税は用途を特定しない一般財源として入ってきますので、国が考える基準額と全く本市ではそれを捉えて予算化はしておりません。小学校、中学校いずれにおきましても、交付税算定額よりも実際の予算額、そして図書購入費については、現在下回っている状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○６番（川村和夫君） 分かりました。

また、財政措置を十分に活用した場合と比較したときに、図書標準達成率とか蔵書更新率、学校司書配置などにどのような差が生じていると認識しておりますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） それぞれ学校の実情に応じて、予算額は図書費にするのか、その他のいわゆる備品にするのかというところは、学校に算定を任せているところですので、更新率については十分達成していないという状況は見えてくるかと思います。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 分かりました。2点目です。

2点目の視点ですが、整備上の課題と今後必要となる整備水準についてです。学校図書館のガイドラインで求める学校図書館運営計画や、蔵書整備計画の策定状況並びに図書整備や更新が十分進まない場合の課題について、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 全体的な課題としましては、やはり児童生徒が必要な学習資料とか、読書機会を十分に確保できていないということが挙げられると思います。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） お金で全て解決できるわけではないですけども、ある学校に行きましたら、やっぱり学校図書館を見たら、隙間が空いているのが多いのと、あと何十年も前の全集が置いてあってカビ臭いというのが現実で、お金で全て解決できることではないと思うのですが、そういう状況であるがゆえに少しでも財政措置がされているのであれば、やっぱり努力してそういうほうにお金を向けないと、ますます図書館を利用する児童生徒がいなくなってしまうのではないかというふうに思いますので、ぜひそういうところも気をつけていただければと思いますし、また学校図書館が学力向上とか読書活動推進とか、情報活用能力育成に果たす役割をどのように評価しているのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 評価なのですけども、調べ学習や探求的な学びを通じて思考力とか、それから判断力、表現力の育成に寄与していると思っています。また、児童生徒が日常的に読書に親しむ環境を整えることで、読書習慣の形成や豊かな感性、語彙力の向上につながっているとも考えております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） また、図書標準率100%達成や計画的な蔵書更新、学校司書配置、新聞配備及び電子書籍等の整備に必要な予算規模をどのように見込んでいるのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 学校図書館の充実を図るための整備に関しましては、従来の図書館図書標準に基づく100%達成を前提としまして、予算確保ではなくて限られた予算を有効活用するとともに、電子書籍とかデジタル資料の活用、そしてまた市内の図書館との連携、そういう方法を通じて充実を図る方向で取り組んでおります。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 分かりました。お金のことになってしまうと押し問答になってし

まいりますので、ぜひ限られた予算の中で児童生徒のニーズのあるものを、学校の司書の先生方はないお金の中で一生懸命選んでいるという、学校司書がきっとスキルアップして物すごく優秀な方になる反面、やっぱり隙間がある図書館というのは、見た目で言っちゃうと申し訳ありませんけれども、寂しい気がするなということを思いました。

そういうことで、例えばそのお金のことに关すれば、小項目③に移るのですけれども、学校図書館図書費の確保の仕組みづくりについてですが、一つ目、目標設定と見える化についてお伺いします。

文部科学省は、学校図書館を教育課程を支える重要な学習基盤と位置づけています。そこで、本市独自の図書標準達成率、蔵書更新率、児童生徒1人当たりの図書購入額などの数値目標を設定するお考えはあるのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 現在のところ、数値目標を設定する考えはございません。

数値よりも、我々のほうは質に重点を置きながら、本を重点的にそろえていきたいという考えでおります。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） 分かりました。

違う観点で、持続可能な整備体制の構築についてですが、第6次計画終了、令和9年に第6次計画は終了してしまうのですが、それを見据えて、現在は人口別貸出し数全国トップクラスの市立図書館との連携はできております。それもできているのですけれども、もっと児童生徒のニーズをヒアリングして、より充実した内容にするなどとか、またはふるさと納税、図書寄附制度、地域企業など外部資源を活用し、学校、家庭、地域をつなぐ読書環境づくりや図書館図書の充実を推進するお考えはあるのかお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） まず、計画を策定する考えについてでございますけれども、現在読み書きに困難を抱える児童生徒とか、特別な支援を必要とする児童生徒にも読書に親しんでもらえるよう、大きな活字の本とかL Lブックなどのバリアフリー図書の整備を進めるとともに、児童生徒全体の読書意欲を高める取組を実施しているため、改めて組織の設置や計画は検討していない状況です。

また、議員がおっしゃるふるさと納税等を活用してということですが、外部資金の活用につきましては、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○6番（川村和夫君） ありがとうございます。私も2か所の学校へ訪問させていただいて、教室の本棚に背表紙がぼろぼろで、何の本だか分からないのが1冊あったのですが、それを目に留めて取ろうとしたら、児童が来てそれを取って、これって面白いんだよ、面白いんだと言われたのを見ると、これって物すごく人気があって、ぼろぼろになっても大

切になって読んでいる姿を目に浮かんだときに、私も小学校２年生のときに、何で本が好きになったかと言ったら、やっぱり担任の先生が読み聞かせしてくれた。それが基になっていて、やっぱり子どもって、いい環境に置いてあげると物すごくそういうほうの目が伸びていくのだなというのを如実に思いましたし、学校司書を兼務されている方に聞いたら、10万円しかないのに、ニーズを生徒から聞いて、1冊でも読んでほしい本を選んで買っているのだということをお聞きして、今回の質問をさせていただきました。

お金があるから立派なものができるのかというわけではなくて、やっぱりそうやって逆に言うと、学校司書がスキルアップして生徒たちとコミュニケーションを物すごく図れて、いい環境ができていっているという部分を見れば、やっぱりお金があればあるほどいいと思いますので、ぜひそういう外部の資源を使った手法を考えていただいて、一般財源としてお金に色はないので、優先順位は私などで決められませんから、ぜひ行政でよりよい学習意欲が湧く学校の環境をつくっていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 6番川村和夫君の一般質問を終わります。

ここで2時5分まで休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後2時05分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

12番田村泰之君の発言を許可いたします。

〔12番 田村泰之君登壇〕

○12番（田村泰之君） 議席番号12番、市政会の田村泰之でございます。通告に従い、一問一答方式で、大項目1、ハラスメントについて、大項目2、今後のスマート農業の展開についてを質問させていただきます。

大項目1、ハラスメントについて。

小項目に入る前に、ハラスメントとは、二、三年前ぐらいからメディア、新聞等などで目にすることがあり、ハラスメントの取扱いによっては、人づくりに危惧する部分が少なからずあると感じ質問することにしました。それは拡大解釈になるが、言論の自由、表現の自由につながるかと思われたからです。

ヴォルテールの有名な言葉で「私はあなたの考えには反対だ、あなたがその意見を表明する権利は私の命をかけて守る」、これが民主主義の原則であり、これが言論の自由、表現の自由であり、これが通用しない人が革命を起こそうとするし、独裁者が生まれ、そのような人は自分が考えていることが絶対正しいと思っていて、傲慢になり、他人の意見を認めないためダブルスタンダードになることが分かっています。私はいいけれども、あなたは駄目。分からないから親切に教えているのにもかかわらず、あなたに興味がないから

と言われたり、そういうのを多々聞いております。これは言論弾圧につながり、発言させないようにするのはないでしょうか。ロシア革命に似ていると感じられます。

言論の自由というのは、基本的人権の中でもかなり上位にあるものです。基本的人権は、以前も言っていますけれども、日本国憲法を例にとっても、日本国憲法で基本的人権として定められているものにもランクがあって、簡単に言うと絶対守らなければならない。例えば法の下での平等だとか、あえて言論の自由は横に置いて、内心の自由だとか、あるいは信教の自由、それに対してある程度公共の福祉のために制限されてもしょうがないというものがあるわけであり、財産権だとかあります。これは成田空港を調べるとよく分かるはずです。

代替される権利、正当な対価などで、もう一つの緩いのが、私は少しばかり憲法訴訟をかじりましたが、過去の朝日訴訟でもあります。国民は健康で文化的な生活を送る権利があります。これは朝日訴訟の内容にもしっかりと書かれているはずです。少なくとも、近代市民革命以後の民主主義、人権思想において唱えられています。基本的人権の中で、それぞれ公共福祉との兼ね合いでランクがあるけれども、人権論でいうと、表現の自由というのは最も上位であります。

アメリカでも、修正第1条に表現の自由が書かれています。大日本帝国憲法でも、現在の日本国憲法でも、第1条には天皇のことが書かれています。それが本来ヨーロッパでもそうだったわけで、王様が全て押さえつけるからイギリスでは自然革命が起き、フランスでも1789年のフランス革命が起きていると書かれています。そこでドイツを悪く言うわけではないが、ドイツはきれいごとを言って、逆にひっかき回して、訳分からなくするのがドイツであり、これは黄禍論になるわけです。これを説明し始めると90分では時間が足りないので、60分も足りないと思うので、小項目①に入ります。

小項目①、ハラスメントの種類について。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長小里貴樹君。

○市長公室長（小里貴樹君） 12番田村議員の御質問にお答えいたします。

ハラスメントの種類との御質問でございますが、まず、ハラスメントとは相手の意に反して精神的・身体的な苦痛を与え、相手の人格と尊厳を侵害するような言動を指すものとされております。

法律に規定されているものとしましては、労働施策総合推進法によるパワーハラスメント及びカスタマーハラスメント、男女雇用機会均等法によるセクシャルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業法による育児介護休業等に関するハラスメントの5種類でございます。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 法的に定められたハラスメントとは別に、社会においては、このところハラスメントと言われているものの種類がかなり増えていると感じますが、いか

がでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長小里貴樹君。

○市長公室長（小里貴樹君） ハラスメントが増えていると感じるとの御質問でございますが、社会全体として多様性が浸透したことなどにより、ハラスメントに対する認識が高まり、以前は許容範囲内とされていたり、我慢させられていた言動に対しても声を上げやすくなり、何々ハラといった名前がつけられることで、指摘や改善すべき課題として社会が認識し始めたのではないかなというふうに推察しております。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 小項目②に移ります。ハラスメントの件数、推移。

笠間市役所内で発生したハラスメントの件数及び推移を教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長小里貴樹君。

○市長公室長（小里貴樹君） 市役所内で発生したハラスメントの件数、推移との御質問でございますが、過去3年間の相談件数でお答えいたします。職員からの相談件数は、令和5年度が8件、令和6年度が6件、令和7年度が4件でございまして、3か年で申しますと減少しているというような推移でございます。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） それでは、ハラスメントに関する相談、主な内容はどのようなものだったのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長小里貴樹君。

○市長公室長（小里貴樹君） ハラスメントに関する主な相談内容でございますが、職場の上司から部下に対するパワーハラスメントに関するものが主な内容でございます。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 市役所内でハラスメントが発生した際は、どのように対応していますか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長小里貴樹君。

○市長公室長（小里貴樹君） ハラスメントが発生した際の対応ということで御質問でございますが、まず人事課へ相談がございまして。その後、人事課において相談者及び行為者等のプライバシーに配慮しながら事実確認を行うとともに、必要に応じて顧問弁護士に相談をした上で、笠間市ハラスメント対策委員会でハラスメントに該当するかどうかを審査いたします。

また、仮にハラスメントと認定された場合には、笠間市職員分限懲戒等審査委員会で懲戒処分の観点から審査を行います。その結果に基づきまして、行為者に対しての処分及び指導、助言を行うほか、ハラスメント対策委員会の審査結果を相談者にも報告することとしております。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） それでは、ハラスメント対策委員会が発足してから、これまで審査が行われた件数をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長小里貴樹君。

○市長公室長（小里貴樹君） 審査が行われた件数はということでございますが、令和6年度にハラスメント対策委員会が発足してからのハラスメントに関する審査件数は6件でございまして、内容としましては、令和6年度が5件、令和7年度が1件でございます。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） ハラスメントの相談受付は人事課のみで行っているのか、市役所以外にも外部の相談窓口はあるのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長小里貴樹君。

○市長公室長（小里貴樹君） 相談窓口は人事課のみなのか、外部の窓口はあるのかとの御質問でございますが、ハラスメントに関する相談体制を充実させ、職員が相談しやすい環境を整えることは大変重要であるというふうに認識してございます。

現時点では人事課のみの相談窓口としてございますが、今後、外部の相談窓口として専門機関にハラスメント相談窓口の設置を予定してございます。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 小項目③、パワーハラの定義。

パワーハラスメントの定義とはどのようなものか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長小里貴樹君。

○市長公室長（小里貴樹君） パワーハラスメントの定義についてとの御質問でございますが、労働施策総合推進法において、職場におけるパワーハラスメントについて規定されております。

その中で、パワーハラスメントに当たる三つの要素が規定されており、一つ目が職場において行われる優越的な関係を背景とした言動、二つ目が業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、三つ目が労働者の就業環境が害されるもの、以上全ての要素を満たし、それにより就業者の人格と尊厳が侵害される状態において、パワーハラスメントに該当するものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） パワハラに該当する具体的な言動はどのようなものか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長小里貴樹君。

○市長公室長（小里貴樹君） パワハラに該当する具体的な言動はとの御質問でございますが、厚生労働省の定めるパワーハラスメント防止のための指針において、パワーハラスメントに該当し得る行為として、体に危害を与える身体的な攻撃、人格を否定するような発言による精神的な攻撃、職場内で孤立させるなど人間関係からの切離し、遂行不可能な

業務を強制させる過大な要求、能力に見合わない簡易な業務を行わせる過小な要求、私的なことに過度に立ち入る個の侵害の三つの類型に分類されております。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 承知いたしました。

小項目④、パワハラとホワイトハラスメントについて。

最近、ホワイトハラスメントという言葉を目にするが、どのようなハラスメントと認識しているか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長小里貴樹君。

○市長公室長（小里貴樹君） パワーハラスメントとホワイトハラスメントについてとの御質問でございます。先ほどパワハラについては答弁させていただいておりますけれども、まず、ホワイトハラスメントについては、相手に対する過剰な配慮によって引き起こされるハラスメントと考えております。行う行為者に悪意はなく、優しさや親切心が強いあまり、本来行うべき指導や助言を行わず、かえって職員の成長機会を奪ってしまうようなことが該当するのではないかと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） ホワイトハラスメントに該当する具体的な言動はどのようなものなのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長小里貴樹君。

○市長公室長（小里貴樹君） ホワイトハラスメントに該当する具体的な行動について答弁いたします。

一例を申しますと、部下がミスをして改善に向け必要な指導を行わないといった事例や、業務が増えると大変だろうと本人に確認をせず、重要な仕事や挑戦する機会を与えないといった例などが該当すると思います。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） ホワイトハラスメントが発生する原因は何か、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長小里貴樹君。

○市長公室長（小里貴樹君） ホワイトハラスメントが発生する原因は何かとの御質問でございますが、原因の一つとして考えられることとしましては、パワハラ防止の意識が過剰に働いてしまうことなどにより、上司が必要な指導までを避けてしまうことで、ホワイトハラスメントにつながるおそれがあるのではないかと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 市役所内にホワイトハラスメントは存在するのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長小里貴樹君。

○市長公室長（小里貴樹君） 市役所内のホワイトハラスメントは存在するのかとの質問でございますが、これまでホワイトハラスメントに該当するような事案の相談はございませんので、現時点においては発生していない、存在していないというふうに考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） ホワイトハラスメントの発生を防ぐにはどうしたらいいか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長小里貴樹君。

○市長公室長（小里貴樹君） ホワイトハラスメントの発生を防ぐにはどの御質問でございますが、日頃から上司と部下とのコミュニケーションをとりながら、必要な支援や助言を適切に行うことがホワイトハラスメント防止の上で大変重要であるというふうに考えてございます。

なお、これにつきましては、本市においては既に人事評価制度の目標設定において、評価者と被評価者である部下の方による面談の実施により、業務の目標を話し合いによって共有するなど、上司と部下の間において、おのずとコミュニケーションがとれる仕組みを現在取り入れているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） よく自分はパワハラだと言われるのでこの質問をしたわけであり、もう1点、セクハラの方に入りますが、ある人から面白い話を聞いたのですが、女性が男性に抱きつくとハグになって、男性が女性に抱きつくとセクハラになると。そういう面白い例え話を聞いたことがありますので、それもセクハラというものの参考にして今後取り組んでいっていただきたいと思います。

それでは次に、大項目2、今後のスマート農業の展開について、質問いたします。

近年、人口減少と高齢化により全ての産業において、全国的に担い手の減少が叫ばれています。農業に関しても例外ではなく、農業の担い手の減少によって地域農業の維持が課題となっています。

そのような中、担い手不足の課題解決の一つの方法としてスマート農業が挙げられると思います。私からは、担い手の状況やスマート農業の支援策などを伺い、現状の確認した上で、今後のスマート農業の展開についてお伺いしたいと思います。

では初めに、小項目①、農業の担い手を取り巻く現状についてですが、まず担い手の数の推移についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 12番田村議員の御質問にお答えします。

農業の担い手を取り巻く現状についてでございますが、農林業センサス2020と2025を比較して申し上げます。

全国の個人と法人を合わせた農業経営体数は、107万6,000経営体から83万6,000経営体となり、数では24万経営体、増減率は22.3%の減となっており、全国的に農業の担い手が減少しております。

本市におきましても、2,106経営体から1,664経営体となり、数では442経営体、増減率は21%の減少となっていることから、笠間市も全国と同様の状況となっております。

一方で、全国における農事組合法人などの法人経営体数につきましては、3万1,000経営体から3万4,000経営体となっており、数では3,000経営体、増減率では10.1%の増となっております。

本市においても、25経営体から26経営体となっており、法人経営体の増加により組織化が進んでいることが伺えます。また、市内の耕作面積につきましても、面積規模別農業経営体の割合を見ますと、10ヘクタール未満の経営体の割合は97.8%から96.6%と減少しているのに対し、10ヘクタール以上の経営体の割合は2.2%から3.4%増加しておりまして、耕作面積の規模拡大が進展していると考えられます。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 全体的に担い手が減少していることが改めて確認できました。

そのような状況の中、担い手不足の課題解決策の一つとしてスマート農業があると思います。まず、スマート農業は、国においてどのように進められていますか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） スマート農業を国はどのように進められているかとの御質問でございますが、スマート農業は、平成25年に国においてスマート農業の実現に向けた研究会が立ち上がり、スマート農業の将来像と実現に向けたロードマップの取りまとめからスタートしました。

その後、スマート農業技術を生産現場に導入し、経営改善の効果を明らかにするスマート農業実証プロジェクトが令和6年まで全国で実施され、現在は同年施行されたスマート農業技術活用促進法により、国において、スマート農業技術による生産方法の転換と機械の導入などの開発の加速化が進んでいるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 国の動きについては分かりました。

次に、スマート農業とはどのような取組ですか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） スマート農業でございますが、ロボットやAIなどの情報通信技術を活用して、農作業の効率化や身体的負担の軽減、データ管理による作業の見える化などにより、農業生産性の向上などの効果が期待される取組を言います。

市といたしましても、スマート農業は作業時間の短縮や省力化など、担い手の減少をカ

バーする方法の中では重要なものと考えているものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） では、スマート農業にはどのような種類がありますか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） スマート農業の種類についてでございますが、自動運転や作業軽減のためのロボットトラクターやGPS機能付きの田植機、肥料や農薬を散布するための農業用ドローンのほか、モニタリング機能のついた収量センサーつきコンバインや水の管理システム、さらにハウスの室温制御などを目的とした環境制御システム、また圃場や品目ごとの作業実績を見える化してデータ管理を行う経営生産管理システムなどがございます。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） スマート農業の種類については分かりました。

では、市内ではどのくらいの農家がスマート農業を活用していますか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市で把握しているスマート農業の活用についてでございますが、令和7年度末で17名の方が取り組んでございます。活用している主な機材は、農業用ドローンが7名、高性能コンバインなどが7名となっているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 現状については分かりました。

次に、小項目②、スマート農業に関する支援について、どのような支援策があるか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） スマート農業に関する支援についてでございますが、国、県、市で実施している主な補助事業についてお答えいたします。

国の補助事業といたしましては、スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業がございまして、これはスマート農業技術、農業機械など新たな生産方式の導入を一体的に取り組むことで、労働生産性や反収、品質の向上を目指す農業者に対して支援をするものでございます。補助率が2分の1、補助上限が2億5,000万円となっております。

次に、県の補助事業といたしましては儲かる産地支援事業がございまして、これはICTなど先端技術を活用したスマート農業の実践などに必要な機械や施設を整備する認定農業者や営農集団組織などに対して支援するものでございます。補助率が3分の1、補助上限は300万円となっております。

最後に、市の補助事業といたしまして、今年度、スマート農業導入支援事業を新たに創

設し、主に県の補助事業に上乗せして事業費の2分の1まで補助してまいります。市の上乗せ分は補助率が6分の1、上限額が150万円となっております。

なお、県の補助事業に該当しない場合におきましても、大区画化された農地の生産性をスマート農業にさらに高める推進地区としている大洲地区、石井・来栖・稲田地区、南友部・大田町地区の担い手の方に対しましては、事業費を2分の1までかさ上げし、市単独の補助で支援を行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 国、県、市でそれぞれの支援策があることは分かりました。

ではまず、国の補助事業の活用状況はどうなっていますか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市内では、先ほどの国の補助事業の活用は現時点では行われておりません。

行われていない理由といたしましては、面積要件が大きいことや高い成果目標を設定することが必要であることなど、主に大規模農家や大規模な法人を想定した事業となっていることが挙げられます。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 次に、県の補助事業の活用状況はどうなっていますか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 県の儲かる産地支援事業でございますが、令和7年度は、市内で1名の認定農業者の方がICTコンバインの導入の際に活用いたしました。令和8年度は、市内でも3名の認定農業者の方が、色彩選別機やTPSP ICT田植機、農業用ドローンをそれぞれ購入し、補助事業を活用する予定となっております。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） では、市の補助事業の活用状況はどうなっていますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 先ほどの県の補助事業の際に答弁しました3名の認定農業者の方が、今年度、市の事業を上乗せとして活用する予定となっております。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 支援の状況については分かりました。

最後に、小項目③、今後の取り組みについてですが、今後担い手不足に対する課題解決について、これまで説明あったスマート農業に対する補助事業の活用も含めて市ではどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今後の市の取組についてでございますが、今後も農業の

担い手の減少がさらに進んでいくと予想される中で、作業の効率化や省力化に資するスマート農業は非常に重要な取組であると考えております。

認定農業者や法人など、経営規模を拡大していく方につきましては、先ほど答弁いたしましたスマート農業に関する補助事業を積極的に活用していただくとともに、担い手不足の課題解決につなげてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） では、国や県、市の補助事業に合致しない農業者の方にはどのように対応していくのですか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市内には様々な農業経営体の方がおります。認定農業者でない方や兼業農家、小規模農家の方などにつきましては、集落営農や営農集団を組織することで事業要件など様々ございますが、補助事業の活用が可能となる可能性が大きいくあるところがございます。

組織化してスマート農業の補助事業などを活用するとともに、担い手不足の課題解決につながるものと考えておりますので、市といたしましても、それぞれの経営体に合った形で支援やサポートをしていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 分かりました。

担い手不足の課題解決の方法の一つであるスマート農業ですが、その活用には、農業に関わる人たちへの支援が必要であると考えます。今後、地域の農業を維持していくためにも、行政においては、農家と一緒に農家の課題解決に向けて取り組んでいってほしいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 田村泰之君の一般質問を終わります。

ここで2時45分まで休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時45分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

19番大関久義君の発言を許可いたします。

〔19番 大関久義君登壇〕

○19番（大関久義君） 19番、自民クラブの大関久義です。通告に従い、一般質問を行います。一般質問は、一問一答方式で行います。今期定例会での一般質問者は15名であります。私が一番最後での質問でありますので、よろしくお願いいたします。

質問は、大項目で三つ。1、防犯灯事業について。2、自治消防団の運営について。3、

第3次笠間市総合計画についてであります。

まず、大項目1、防犯灯事業について、質問いたします。

現在、本市では、防犯灯の設置・維持管理事業の見直しが行われております。笠間市内の防犯灯については、行政区が自分たちの住んでいる地域に設置した防犯灯と、笠間市が独自に設置した防犯灯とがあります。今後は、行政区が設置した防犯灯を含め、笠間市が全ての防犯灯を管理運営するとの方針が示されました。

そこで以下、何点かお伺いいたします。

小項目①、見直しに移行された理由・導入についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 19番大関議員の御質問にお答えいたします。

防犯灯設置の維持管理事業を見直しし、行政区等が管理する防犯灯を市で管理運営することに移行した理由との御質問でございますが、市はこれまで、行政区等が行う防犯灯の維持管理あるいは新規設置に対しまして助成金を交付することにより支援を行ってまいりましたが、今後は名義を市に移管することにより、電気料金の支払いを含め、市内の防犯灯全てを市で管理していく方針といたしました。

その理由といたしましては、近年、社会構造の変化に伴い、行政区への加入世帯が減少傾向にあり、防犯灯の管理を行政区で担うことが加入世帯への負担集中につながっているため、未加入者との不公平の解消及び地域を取りまとめる区長の負担軽減とすることで、行政区運営の持続が期待されることから、移管が必要だと判断したところでございます。

こうした背景を踏まえまして、地域の夜間の安全安心を将来にわたって持続的に確保するため、行政区が管理する防犯灯を市へ移管し、管理体制を一本化することによって、市民の皆様の負担軽減及び管理の効率化を図っていくこととしたものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは、現在の笠間市内での防犯灯設置箇所数についてお伺いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 現在、市内の防犯灯の設置箇所数は約9,700基でございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） そのうち、行政区が設置した数と笠間市が設置した数についてお伺いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 行政区が設置したものが約8,000基でございます。市が設置しているものは1,700基でございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 行政区、いわゆる私たち地域の住民たちの行政区が設置したも

のが約8,000基、笠間市が、要は行政区の間、地域がない暗い部分の防犯灯を設置した数が1,700ということですのでよろしいですね。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 行政区が設置している防犯灯の電気の料金は行政区の加入者が負担していたわけでありましたが、現在は全額笠間市が補助しております。いつから全額補助になったのですか、その理由も併せてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 防犯灯の管理費の電気料の補助金につきましては、令和4年度から行っております。令和7年度から全額補助しているところでございます。

理由としましては、電気料金の高騰が続く中で、行政区等の負担軽減のために実施してきたというところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは、市町村の自治体に移管を受けて防犯灯の設置や維持管理を実施している自治体、県内でどのくらいあるのですか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 茨城県内の44自治体の中で、24自治体が市の防犯灯の一括管理を自治体が行っているということでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 県内には44の市町村があります。そのうち24の自治体が維持管理を市のほう、あるいは町のほうでやっているということですよ。この事業でのメリットについてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） メリットについてでございますが、市内に設置されている多くの防犯灯の維持管理は今まで行政区が担ってきたところでございますが、市に移管することによりまして、電気料金や修繕費を含めて行政区のほうには経済的な負担軽減がございます。

また、事務手続など区長の負担軽減でございましたり、行政区の未加入世帯との公平性を確保することなどができまして、均一的な防犯の体制を整備できるものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは次の質問に入ります。小項目②、事業の計画期間及び事業の作業内容についてお伺いいたします。

市への移管作業は、令和8年度中に受け付け、東電への申請を行い、令和9年度から市

所有とするとの報告が3月19日の議会全員協議会にてありましたが、期間と作業内容についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 事業の計画期間及び作業内容についてとの御質問でございます。行政から市への防犯灯の移管につきましては、予定といたしまして今年度内に移管作業を完了させまして、来年度当初から市の管理開始とする計画で進めてございます。

名義変更の手続は電力会社への申込みが必要となってきます。大まかな流れといたしましては、行政区が移管される防犯灯を市に申請し、市が代行して電力会社への申込みを行うものでございます。具体的な行政区側の作業といたしましては、移管される防犯灯を特定していただき、所定の申請書を作成の上、市への申請をしていただくことになります。

一方で、市では、提出のあった申請書の確認、点検を行った上で、随時電力会社への申込み手続を行ってまいります。市が代行して手続を行うことにより、漏れや誤りを防ぎまして、かつ行政区の事務負担軽減となることを考えております。

この一連の作業の中において、適宜行政区からの相談を受けながら、丁寧な説明に心がけて進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 東電への申請の言葉がありましたけれども、東電への申請については、作業は誰がどのようにされるのか、そしてまたその確認はどのようにされるのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 電力側の申請作業につきましては、行政区から等の申請を市のほうで確認した上で市が代行して進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） この件については、後でまたもう一度お聞き直ししたいと思います。

各行政区の区長への負担について、防犯灯の現地確認などどのように考えているのか。これは区長へ依頼する部分であると思われませんが、その点についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 防犯灯の移管に当たりましては、まず電力会社への手続が不可欠となってきます。その中で、移管すべき防犯灯の現地確認を含め必要な書類の収集や作成など、現在名義人でございます行政区にしかできないものがございます。そういったものの手続をしていただくことになります。

市においては、手続の中で代行できるものは代行して行うなど、丁寧な対応に努めながら、行政区と一致協力して事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 分かりました。

今年度の防犯灯の新規設置及び修繕費等の申請については、市のほうで行うのか、行政区のほうで行うのかどうなのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 今年度の防犯灯の新規設置及び修繕につきましては、行政からの要望がございましたらば、その要望のとおり市のほうで実施していきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） そうすると、今年度からは全部申請等については、修繕も含めて市のほうへ申請をしていただくという手続でよろしいですね。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 次の質問に入ります。小項目③、各行政区との進捗状況についてお伺いいたします。

5月の区長会総会で説明があったばかりでありますので、申請受付の状況と今後のスケジュールを示してください。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 各行政区との事業の進捗状況との御質問でございます。

防犯灯の移管に係る事業につきましては、行政区等に対しまして今年3月16日に区長会の理事会、また、同じく3月19日には区長宛ての通知、5月17日の区長総会など、さらに5月27日から28日にかけて開催した各地区の新任区長会の説明会において、それぞれ必要な書類や作業、スケジュール等について御説明させていただきました。

受付開始を今年8月からとしているところでございまして、現在は各行政区等において、申請受付の開始に向けて準備を進めていただいているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 市内の行政区の数は相当数あると思われます。数について幾つあるのか、そしてその現在の状況についてどのようなものであるのか、把握している範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 行政区の数でございますが、現在310区でございます。そのほか行政区に準ずる班が23ございます。

行政区の最大の世帯数といたしましては380世帯で、最小世帯は、これは準ずる班となりますけれども、2世帯というような状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 8月から受付で、そして来年、翌年2月までに申請受付、書類審査、現地確認、東電申請、移管決定までとされていくという流れが先ほど示されました。年度内、市への移管までの作業がスムーズにいくのか。8月からということでもありますので、その辺のところどうであるか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 移管作業におきましては、現在行政区で申請の準備を進めているところでございます。8月に受付を開始させていただきまして、東電の申請等をしまして、年度内に完了できるように進めていこうと考えております。

進捗状況について、行政区との遅れというか、そういったものも出てくるかと思いますが、そういったものを随時しっかりと確認しながら、遅れないよう丁寧に進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 申請に対しては、3月19日に各行政区長宛てに防犯灯の維持管理及び移管についてという御案内が行きました。その中で、防犯灯の寄附の申請書、それから設置位置図を提出してくれと。そしてまた、電気料金集約内訳表、これ全ページということで書いてありますが、これを提出していただきたいということで書かれております。

設置の位置図というのは、各行政区の中で把握している行政区もあれば、把握していない行政区もあると思います。これらの部分について市では手助けをするのか、任せて申請をしていただくのか、その辺のところはどういうふうに考えているのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 移管申請に当たっての、先ほどの提出書類でございますけれども、その中での防犯灯の位置図でございます。これは行政区が移管対象の防犯灯を特定していただくものでございまして、移管後に市が管理していく上でも最も重要な書類になると考えております。

区内の防犯灯の位置を把握していないなどの相談がありましたら、市は、今まで防犯灯設置の補助をしてきております。そういった中で、一定の把握している位置図というのがございます。そういったものを参考になると思っておりますので、提供するなどして負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 区長は、2年で交代している区長と1年で交代しちゃう区長がおりまして、そういった中で、この防犯灯に関して、今年度からこういう手続をしなくちゃならないという部分については、かなりの負担があるというふうに考えておりますので、市のほうでそういうものがあれば、相談を受けて、丁寧に指導をして、あるいは一緒になってやっていただきたいなというふうに思いますが、もう一度お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 先ほど議員がおっしゃったとおり、行政区の区長とは一緒になって、また、市といたしましては親切丁寧に進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入ります。小項目④、地域の防犯灯事業の今後についてお伺ひいたします。

新たに制定される防犯灯設置要綱について、これまで行政区が行っていたものと差異があるのかどうかを含めてお伺ひいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 地域の防犯灯事業の今後についてとの御質問でございます。

本市におきましては、多くの防犯灯が行政区の皆様の御尽力により維持管理がなされ、夜間の安全確保に大きな役割を果たしてまいりました。

今後は、市内の防犯灯を市が一元的に管理することによって、将来にわたって持続的な防犯灯管理体制を構築しまして、夜間における犯罪等の防止や市民生活の安全確保など、必要な事項を定めました笠間市防犯灯設置要綱に基づきまして、計画的な設置や修繕により防犯性を向上させることができまして、市民の皆様の負担軽減が図れるものと考えております。

全ての防犯灯を市が責任を持って管理することによりまして、今後も市民の皆様が安全安心で暮らせる地域づくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君

○19番（大関久義君） 分かりました。

それでは、新設の要望、あるいは申請について、今までは行政区の管内での申請ということですが、行政区と行政区の間の申請は行政区のほうからも受付をするのか、それとも市のほうでそれは全て管理するのか、それらについて、行政区内と区外の部分についての申請について、お伺ひいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 新規の要望につきましては、原則区長からの申請をいただきます。設置要望箇所がその区外である場合につきましては、当該区長と相談しながら、状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 分かりました。

それでは、今までずっと防犯灯の設置申請があったと思うのですが、今度、市のほうで管理をすることによって設置件数に変化があるのかないのか、これまで同様なのか、お伺ひいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 新規の設置件数につきましては、年間平均約50件程度でございます。

先ほどの新規の設置の件数につきましては、要望の状況によって件数が変わってくるものとは考えておりますけれども、大きな変化は見ないのかなというふうに見込んでおります。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 分かりました。

市への移管によって、これまでの防犯灯の電気料金の負担については、行政区等の加入者が負担していたため未加入者との不公平が生じていたが、今後は公共の防犯灯として全て市が管理することになる。市への安全を図る上で使いやすい要綱にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、申請手続などを含め、区長たちにあまり負担を感じさせないようよろしくお願いをいたして、次の質問に入りたいと思っております。

大項目2、自治消防団の運営について、お伺いいたします。

笠間市の消防団については、令和6年度から2か年にわたり審議会を設置し、消防団を取り巻く現状、課題、運営について審議を重ねてきました。団員の負担の軽減策をはじめ、定数の問題、団員の確保の課題など審議されたと伺っております。

自治消防団活動の一助である後援会そのものが市内の消防団員のため、各分団の行政区が後援会費を募り、補助をされております。そこで、消防団後援会について何点かお伺いいたします。

小項目①、本市の消防団の構成についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 消防長谷口哲也君。

○消防長（谷口哲也君） 19番大関議員の御質問にお答えいたします。

本市の消防団の構成につきましては、一本部30分団及び女性消防団で構成されております。令和8年4月からは、OB分団から成る機能別消防団員を本格導入しております。団員数は、令和8年4月1日現在で504名となっております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 令和8年4月1日現在で504名ということであります。

先ほど機能別消防団員を本格導入したということですが、機能別消防団員とはどのような団員なのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 消防長谷口哲也君。

○消防長（谷口哲也君） 機能別消防団員につきましては、団員数の減少や市外で働く方の増加などによりまして、平日昼間動ける分団員の数が不足しております。そのような課題を解決するために令和8年4月1日から本格導入したものでございます。

役割でございますが、平日昼間の火災や大規模災害時における後方支援的な役割に限定

しております。消防団員として長年培ってきました知識と確かな技術を生かしていただきまして、火災現場での後方支援など、即戦力として活躍を期待するものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 消防団の構成は分かりました。

次の質問に入ります。小項目②、各分団の後援会組織についてお伺いいたします。

本市では30の消防団があるとのことですが、そのうち幾つの消防団に後援会の組織がありますか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 消防長谷口哲也君。

○消防長（谷口哲也君） 消防後援会の設置状況につきましては、30分団中、24分団に消防団後援会が設置されているものと把握しております。地区別では、笠間地区が11分団中5分団、友部地区が11分団中全て、岩間地区も同様に8分団全てに設置されております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 友部地区は11分団あるのだけれども、全部後援会の組織がある。岩間も8分団あるのだけれども、全部後援会の組織がある。だが、笠間地区は11分団あるのだけれども、五つの分団だけ後援会の組織があるということでありました。

笠間地区の後援会のない消防団、六つの分団には地域からの援助はあるのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 消防長谷口哲也君。

○消防長（谷口哲也君） 消防団後援会が設置されていない笠間地区の6分団につきましても、行政区を通じて消防団活動に対する支援をいただいているものと認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） つまり、後援会という組織はないのだけれども、その地域、いわゆる行政区からの援助はいただいている。つまり市内の自治消防団30の消防分団は、全て支援をいただいているということよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 消防長谷口哲也君。

○消防長（谷口哲也君） 市で把握している範囲では、消防後援会、行政区等の経営体に違いはございますが、30団全てにおいて地域から何らかの支援をいただいているものと認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 笠間市消防団審議会がありました。審議会の中では、この後援会組織についての検討、課題はどのようなであったのか、お聞きいたします。

○議長（畑岡洋二君） 消防長谷口哲也君。

○消防長（谷口哲也君） 笠間市消防団審議会の最終答申におきましては、後援会組織そのものについてではなく、主に消防後援会費などの協力金の在り方について課題が示されております。

具体的には、消防後援会や行政区などの任意団体により任意で徴収されていることから、負担の有無や金額に地域差が生じ、不公平感につながっていること、また、分団単位で協力金を受領している実態がある中で、その使途を明確化するとともに、消防団活動に必要な経費のうち、行政が負担すべき部分を整理する必要があることなどが課題として示されております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） いわゆる審議会の中では、後援会費ということではなく、消防団に対する協力金というような形の中で審議されてきたということであります。

しかし実際は、先ほど言ったように、笠間地区の6個の分団を除いては、全部が後援会組織という形の中で動いておりますので、後援会組織のほうが、我々もそうですが、なじみがあるのではないのかなというふうに思っております。この件については、この後の質問でまたお伺いしたいと思います。

次の質問に入ります。小項目③、自治消防団の状況についてお伺いいたします。

消防団については、笠間市全体で30の分団があり、笠間地区で11分団、友部地区で11分団、岩間地区で8分団があるとのことであります。笠間市の消防団員の定数、各分団での定数などの状況をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 消防長谷口哲也君。

○消防長（谷口哲也君） 条例で定める本市消防団の定数につきましては、令和8年4月に条例改正を行い、559名としております。実員数は先ほど申し上げましたが、令和8年4月1日現在で504名となっております。

また、分団ごとの定数につきましては、個別に定めているものではございませんが、消防団活動を安定的に行うためには、1分団当たりおおむね15名から20名程度の団員確保が望ましいものと考えております。

30分団のうち、目安となる15名以上を確保している分団は19分団、15名を下回る分団は11分団でございます。また、分団員数が最も多い分団は28名、最も少ない分団は9名となっており、団ごとの団員数には差が生じております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 分団員の数には差がありますが、消防団の運営についてはどうであるのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 消防長谷口哲也君。

○消防長（谷口哲也君） 現在のところ、災害対応に大きな支障が生じた事案はございません。しかしながら、一部の分団においては、活動する時間帯によって出動人員が集まりにくい状況があることは把握しております。

このことから、消防団全体としては活動を維持できているものの、安定した出動体制を確保するという観点からは、団員数の少ない分団を中心に課題があるものと認識しており

ます。

こうした課題の対応の一つとして、先ほど冒頭でお答えさせていただきました、機能別消防団員を本格導入したところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 団員数の少ない消防団は今後どうされるのか、再度再編などの動きがあるのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 消防長谷口哲也君。

○消防長（谷口哲也君） 団員数の少ない分団への対応につきましては、消防団審議会におきましても、持続可能な消防団運営の基盤を構築するため、計画的かつ段階的な統合再編を進めることが提言されております。

市といたしましても、この答申を踏まえ、現行の計画に基づき、令和10年度を目標に、友部地区においては四つの分団の統合、岩間地区においては二つの分団の統合を進めていく予定でございます。

統合再編に当たりましては、単に現在の団員数だけで判断するものではなく、将来的な団員の確保の見通しや詰所、車両の状況なども総合的に勘案しながら、関係する分団及び地域の皆様と丁寧な協議を進めてまいります。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 分かりました。

前回の再編で、後援会組織についても再編されたと思われますが、どのようなであったのか、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 消防長谷口哲也君。

○消防長（谷口哲也君） 消防後援会が任意団体でありますことから、詳細な協議内容につきましては市として把握していない部分がございます。

一方で、統合後の分団をどのように支援していくかについては、関係する地域の中で協議がなされ、後援会組織についても再編が行われたものと認識しております。

直近の例で申し上げますと、今年4月に笠間地区の三つの分団が統合した際には、後援会組織がある分団とない分団があったことから、関係者で協議した結果、後援会組織ではなく、行政区において協力し支援していく形になったものと伺っております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 消防団の再編あるいは後援会、なかなか難しい部分があるかと思われます。先ほどもありましたが、消防団員の確保についてはなかなか難しいというようなこともございました。

消防団の確保については、今後どのようにされていくのか、お聞きいたします。

○議長（畑岡洋二君） 消防長谷口哲也君。

○消防長（谷口哲也君） 消防団員の確保につきましては、現在、現役団員による地域の

方や知人、友人への声かけが中心となっております。また、地域によっては、消防後援会や区長の皆様に御協力をいただき、入団候補者の勧誘につながっているところがございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 団員確保のためには、消防団員の負担軽減が重要であります。消防団員の負担軽減のための取組について、本年度の出初め式では室内での式典に変わりました。式典を室内で実施することで隊員の寒さによる身体的負担を軽減しつつ、式典もスムーズになりました。市民へのPR効果の高い一斉放水や車両展示については、これまでどおりでありました。

出初め式以外での団員への負担軽減策について、どのように改革・改善されたのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 消防長谷口哲也君。

○消防長（谷口哲也君） 出初め式以外での分団の負担軽減策といたしましては、まず大きな部分では、長期間かつ酷暑期の訓練が負担となっておりましたポンプ操法大会への出場を取りやめました。

一方で、必要な技術力の低下を招くことがないように、夏季・秋季訓練につきましては、日曜日の一斉実施から平日夜間の分団ごとの個別実施へ見直し、短時間でより実践的な訓練となるよう内容を整理いたしました。

次に、機械器具置場点検につきましても、日曜日の一斉実施から平日夜間の個別実施へ変更し、団員の時間的拘束の軽減を図っております。さらにこれまで1泊2日で実施していた分団長研修につきましては、団員の負担軽減を図る観点から、昨年度から廃止しているところがございます。これらの見直しにより、団員の負担軽減と必要な活動水準の維持の両立を図っているところがございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） いろいろな改革・改善されてきたと思います。私は、ポンプ操法競技大会、これが笠間市は今度は参加をしなくてもいいというものに変わったということが一番大きな改革かなというふうに思っております。団員は操法競技大会があるときは、割当てられた分団が半年ぐらい夜に練習・訓練を重ねて操法競技大会に出場しておりました。家族も含めて負担は大変だったというふうに思っております。これらがなくなったということで大分改革が進んできたなというふうに感じております。

次の質問に入ります。小項目④、各分団の後援会の今後についてお伺いいたします。

消防団後援会は、分団ごとに名称は違っても組織はあることは分かりました。分団員の人数も多い分団と少ない分団があることも分かりました。消防団員の活動のためには支援が必要であると思っております。消防審議会の中では、消防団協力金という名目で検討されてきております。私の住んでいる地域では、後援会の組織で支援をしております。

笠間市では各分団の後援会についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 消防長谷口哲也君。

○消防長（谷口哲也君） 各地域における消防後援会、または後援会が組織されていない地域における行政区等からの御支援につきましては、長年にわたり地域防災の中核を担う消防団活動を支えていただいているものと認識しております。

また、団員確保の面や火災時の後方支援などにおきましても、地域の皆様に御協力をいただいております、深く感謝をしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 分かりました。自分たちのところもそうであります、ずうっと慣例で、私が子どもの時代の頃から後援会という組織は存在しておりました。でありますので、合併する以前もそうであります、後援会の組織で分団の詰所を建てたり、詰所の土地まで後援会が求めた、そういう経緯が自分たちの地域には残っておりまして、後援会というのはあって当たり前だというふうに捉えております。

常設の消防ができたその後が、消防団と常設の消防団があるのに、何で私たちが負担をしなければならないのだというような問題も起きてきているのは事実であります。しかし、なかなかその辺は今後きちっと捉えていかなければならない部分であるというふうに思っております。

5月に行われた区長会の総会の席で、山口市長の挨拶の中で、消防団後援会費のことに言及ありました。消防団の後援会費は市で負担するかのような発言があったと聞いております。自分たちの地域で消防の後援会の総会がありました。その席で、ある区長から、後援会の徴収はなくなるのかという質問がありました。我々議会のほうにはまだ報告がないので分からない旨を伝え、そしてまた、審議会の答申の中では、行政が一定の負担をする仕組みを検討するということは書かれてあったが、この件についてはそれ以上何ら私どものところにはないという意味を含めて伝えました。この件についてお伺いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 消防長谷口哲也君。

○消防長（谷口哲也君） 消防後援会費につきましては、昨年8月の消防団審議会の最終答申において、消防団員の負担軽減や統合再編等を中心に御審議いただいく中で、各地域における消防団への協力金等についても地域ごとの負担の違いや今後の持続性といった課題が示されております。

市といたしましては、この答申を真摯に受け止め、こうした課題の解決に向けた検討に着手するため、現在各分団における消防後援会費や行政区等からの支援の実態把握を行っているところでございます。

今後につきましては、この調査結果を踏まえ、消防団活動に必要な活動費を精査し、消防団支援の検討を進めることが必要であると認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 区長会の挨拶の中での発言ということでありますので、山口市長から、この件について伺いたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

消防団後援会の会費の件につきましては非常に微妙なことでございますので、私も発言については慎重を期して発言をしており、議会に説明していることと区長会の総会で説明していることは、内容は全く同じであります。取られる方の取り方が違う方がいるのかなと思っています。

会費のことについては、先ほど質問のあった防犯灯の件についても、いわゆる区に会費を払っている方と区に加入していない方との不公平感があって、それを解消してということが幾つかの目的の一つでありまして、消防後援会費も後援会に入っている方は払っているけれども、会に入っていない方は支払いをしていないということの不公平感というのがずうっと渦巻いてあります。

私は、審議会からも答申を受けたように、それはいつまでも放置しておくのではなくて、きちんと整理をするべきだという考えを持っておりまして、区長会の総会でも令和8年度中ぐらいには一つの方向性は出していきたいというような話はさせていただきました。

ただ、実態がどうなのか。今の消防団30分団のそれぞれの分団で、どのくらいこれまでの繰越金なんかも含めたお金が実態としてあるのか、また、1年間に消防団が活動する費用として最低どのくらいかかるのか、今そういう調査を消防でやっております、そういうものの結果がきちんと出た中で最終判断をして、議会にもお示しをしていきたいと、そのように考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 区長会の総会の挨拶の中での議事録をいただきました。その中で、先ほど市長が言ったように、令和8年度の中ぐらいでは方向性は示していきたい、そしてまた、区長の負担を軽減していきたいというような部分がありましたので、多分我々の後援会の総会の席で、区長がこの部分を強く印象に残っていて、市のほうで今度は後援会費を払ってくれるのだというふうにとったように感じたのかなというふうに思われます。

いずれにいたしましても、きちっと精査をして、今後どのようにしていくのか、審議会の答申の中でも一定の行政の負担はしていくべきだというような答申もありますので、今後はその辺を精査していただきたいというふうに思っております。

笠間市消防団審議会の答申書、この中で16ページでは、消防団協力金に関する課題と検討の必要性として次のように書かれております。

「笠間市における消防団の運営においては、団員の確保や負担軽減、分団の統合再編が重要な課題となる一方で、消防団協力金の在り方についても慎重に検討する必要がある。消防団協力金とは、地域の任意団体（消防後援会や行政区）から消防団に対し提供される

金銭的支援を指し、その原資は地域住民から任意の寄附金である。しかし、近年この協力金に関して以下のような課題が指摘されている。任意での徴収であるため、不公平感が生じる。分団単位で徴収されるため、地域によって負担額に格差がある（特に戸数が少ない地域では、個人負担が増加する）。この協力金の慣例は長年にわたり地域に根づいており、消防団活動を支える地域の自主的な支援の一環として位置づけられてきた。また、地域の自主性や住民参加の促進という観点からも、その意義を一概に否定するものではない。しかし、上記の課題を踏まえると、現行の協力金制度が今後も維持可能な形で運用できるかについて慎重に検討する必要がある」とあります。

この答申について現在どのように検討され、進められてきているのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 消防長谷口哲也君。

○消防長（谷口哲也君） 先ほど市長からもありました、また、前回の答弁とも重複いたしますが、審議会の最終答申の内容を踏まえ、現在、各分団における消防後援会費等の金額、使途、運用状況について、検討のための実態把握を進めているところでございます。また、現在検討の段階には至っておりません。

今後につきましては、消防後援会等がこれまで果たしてきました役割や、地域の皆様による自主的な支援の意義も踏まえながら、団員及び地域の皆様に過度な負担が生じることのない持続可能で公平な消防団支援について検討していかなければならないと認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 分かりました。後援会の存在は、各分団の存続にとって本当に重要であると考えます。消防団員の方は、夜中であっても、雨の中であっても、いつでも笠間市民の安心安全のため活動されております。その活動の一助を支援していくのが消防後援会であると思います。行政も支援する、後援会も支援して住みやすい安心安全な笠間市にしていきたいと思います。

次の質問に入ります。大項目3、第3次笠間市総合計画について、質問いたします。

笠間市第2次総合計画は、平成29年に策定して今年度で最終年度を迎えます。引き続き、人口減少、少子高齢化の進行、担い手不足による地域経済活動の衰退、気候変動による影響の拡大など、本市を取り巻く社会情勢が刻々と変化する中で、時代に対応しながら、将来にわたり計画的かつ総合的なまちづくりを進める必要があるため、その指針となる第3次笠間市総合計画を新たに策定するとされました。来年度より実施されますが、どのように策定、位置づけされるのか、基本構想、計画等についてお伺いいたします。

小項目①、第3次笠間市総合計画の策定体制・基本構成・基本構想についてお伺いいたします。

本年度中での策定作業でありますので、本市の目指す方向性、基本理念等をお聞きいた

します。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 19番大関議員の御質問にお答えします。

第3次総合計画でございますが、今年度策定を進めており、将来像等につきましては今後設定をしておりますが、基本的な考え方としまして市民が安心して暮らせる環境を第一に、将来に対して期待や希望を感じるまちづくりを進めていくことを基本として策定を進めてまいります。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは、策定体制についてお伺いいたします。第3次笠間市総合計画では、公民連携による共同研究もあります。公民連携についてお聞きいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 基本的な策定体制としましては、庁内策定委員会と諮問機関である総合審議会を中心に策定を進めてまいります。

公民連携につきましては、共同研究の提案を受けました常陽銀行グループのコンサルタント会社である株式会社常陽産業研究所との共同研究として進めることとしまして、先進事例調査やデータ分析をはじめ、本市の特性を踏まえた研究分析において共同研究を進めてまいります。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは、公民連携による策定のメリットをお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 公民連携によりまして常陽産業研究所との連携でございますが、こちらについては、地域密着型のシンクタンクとして県内自治体での総合計画や総合戦略などの策定支援をはじめ、幅広い分野でのコンサルティングの業務実績を積み重ねてきております。

今回、共同研究として人員支援をいただいたり、高度な専門性や地域課題に対する柔軟な発想を活用させていただくということが本市にとってのメリットでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 分かりました。

それでは、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 策定スケジュールにつきましては、現計画の検証や基礎データの分析を共同研究により進めるとともに、市民や各団体のヒアリングから現状と課題を整理し、基本構想、基本計画の策定を進め、議会への報告を行いながら来年3月の定例会に議案を上程していく予定でございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 分かりました。

それでは次の質問に入ります。小項目②、第2次総合計画では第1章の都市基盤から第7章の自治体運営まで設定・指針が示されております。第3次笠間市総合計画でも同様にされるのか、それとも違う手法を取っていくのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 計画の構成でございます。第3次総合計画におきましては、人口減少、少子高齢化を背景に複雑化する地域課題に対応するというところで、縦割りの行政分野別の章立てではなく、分野を横断したまちづくりの方向性も政策の柱として設定してまいりたいと考えているところです。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 5月の議会全員協議会の中で示された基本計画のところで、「夢は叶うって思う」との島根県松江市の総合計画の紹介がございました。施策の分かりやすい表現のイメージであります。基本計画の行政計画編、行政経営編として位置づける中で、施策のイメージを可視化する分かりやすい表現にし、市民が直感的に理解しやすい内容にするとのことですが、この件についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 現計画につきましては、文字での情報量が多く理解しづらいなどのお声もいただいております。

次の計画におきましては、基本計画において、硬い行政用語ではなく、なるべく分かりやすい表現として、また、イラストや画像を活用することにより今後のまちづくりの方向性をイメージできるような、そういった工夫をしてみたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 合併して20年がたちます。これまでの総合計画では10年間での設定でありました。第3次笠間市総合計画では、令和9年度から令和13年度の5年間です。5年間とされた理由についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 計画期間につきましては、特に災害や物価上昇など環境や社会情勢の変化が著しくなっている中で、柔軟な政策転換や市民ニーズに迅速に対応するという観点から、次の計画については5年間で策定をしてみたいです。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 5年間ということでもあります。

しかし、教育振興基本計画の策定や笠間市一般廃棄物処理基本計画策定など、長期的な計画もあります。第3次笠間市総合計画の中でどう取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長森 望君。

○政策企画部長（森 望君） 教育振興基本計画をはじめとする個別計画の位置づけにつきましては、今後、計画策定を進める中で整理はしてまいります。基本的な考え方としては、総合計画で示す基本理念に基づいて個別計画の目標を設定して具体的な施策を推進していくものであり、将来ビジョンや政策の柱に沿って位置づけをしてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは次の質問に入ります。小項目③、第2次笠間市一般廃棄物処理基本計画策定と第3次笠間市総合計画の位置付けについてお伺いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 19番大関議員の御質問にお答えします。

総合計画と一般廃棄物処理基本計画の位置づけとの御質問でございますが、先ほど担当部長からもございましたとおり、総合計画につきましては、目指す将来ビジョンやその実現に向けた政策の方向性を示すなど、本市におけるまちづくりの最上位計画となるものでございます。

一方、廃棄物処理基本計画につきましては、廃掃法など法に基づき策定するものでございまして、当然ながら、市の最上位計画である総合計画の将来ビジョンや政策の方向性を踏まえ策定するもので、環境、廃棄物の領域における分野別の計画として位置づくものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは、第2次一般廃棄物処理基本計画は令和10年度からあります。ごみ処理、生活排水処理、災害廃棄物処理の基本計画であり、多岐にわたっております。策定スケジュールについてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長成田 崇君。

○環境推進部長（成田 崇君） 計画の策定スケジュールでございますが、今後、笠間市環境審議会に対しまして計画策定に関し諮問させていただきますとともに、今年度につきましては、主に廃棄物を取り巻く現状課題など基礎的な事項について時代背景も含め、整理検討を深めてまいります。

その結果を踏まえ、令和9年4月には計画の骨子案を作成し、令和9年7月に素案、11月に原案と検討を進め、パブコメを経まして、審議会の答申を踏まえ、令和10年3月に最終決定してまいりたいと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 以上で私の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 19番大関久義君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、18日午前10時から開会いたします。また、本会議前、9時半より全員協議会を開催いたします。

本日は、これにて散会いたします。

なお、この後直ちに全員協議会を開催いたしますので、全協室へ御参集願います。

御苦労さまでした。

午後3時46分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 西 山 猛

署 名 議 員 石 松 俊 雄